

石狩市次世代育成支援行動計画

子育て子育ち 応援プラン



平成17年3月
石 狩 市

はじめに

わが国は、高齢者人口の増加と相まって、合計特殊出生率が過去 30 年間、下がり続けており大きな課題となっております。

少子化の進行は、社会や経済、地域の持続可能性を揺るがす事態をもたらし、税や社会保障の負担の増大、経済成長の鈍化、地域社会の活力の低下など深刻な問題を引き起こすことが危惧されます。さらに、少子化が進むことにより、子どもを生み育てる環境にも様々な影響を与えます。

石狩市は、この課題の取り組みに、市民が共に支えあい子どもと子育て家庭が安心して子育て子育てができるよう「石狩市次世代育成支援行動計画＝石狩市子育て子育て応援プラン」を策定しました。

この計画は、国で少子化の流れを変えるため平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村に定められた前期 5 年・後期 5 年とする 10 カ年の行動計画です。

策定にあたり、少子化が進む背景には、社会経済が変化し若い世代の多様な価値観など、様々な社会的要因があります。

また、その一方で、今日的な社会問題でもある児童虐待・いじめ・子どもを巻き込んだ犯罪など、子どもと家庭が直面する課題が深刻化し、子育てへの不安が増大しています。

このようなことから、単に子どもの数の減少だけの問題ではなく、幅広い視点から、様々な分野が連携し理解・協力しあい、さらに地域社会が暖かく見守り、共に支えあいながら、次の世代を担う子どもの夢と生きる力を育むことは、私たち市民の総意であります。

この計画の事業を着実に推進するには、地域社会がどのように応援できるのか、社会変化にどう対応していくのか、様々な課題の解決を市民の皆様のご理解・ご協力と積極的な参加で、子どもの健やかな育みと同様に本計画も育てて頂きますようお願いいたします。

終わりに、石狩市社会福祉審議会委員の皆様、基礎調査をはじめとする多くの市民の皆様、関係機関・団体から、貴重なご意見・ご提言を頂き心から深く感謝申し上げます。

平成 17 年 3 月

石狩市長 田母亮介

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
Ⅰ 計画の目的	1
Ⅱ 計画の位置づけ	1
Ⅲ 計画の期間	1
第2章 計画策定の背景	2
Ⅰ 計画策定の背景	2
Ⅱ 出生数と合計特殊出生率	3
第3章 石狩市の現状と課題	5
Ⅰ 石狩市の現況	5
Ⅱ 子どもの状況と子育ての実態	11
Ⅲ 保育状況と子育て支援の現況	13
Ⅳ ニーズ調査の意向	22
第4章 重点課題	35
Ⅰ 重点課題	35
第5章 計画の基本理念、基本目標	37
計画の基本的な視点	37
■ 基本理念 ■	38
■ 基本目標 ■	38
■ 計画体系 ■	40
第6章 計画の基本施策、個別事業	42
Ⅰ すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援	42
Ⅱ 人と社会にやさしい子どもを育むための支援	50
Ⅲ 子どもと家庭の健やかな成長への支援	54
Ⅳ 子育てを支援する生活環境づくり	59
Ⅴ 支援が必要な児童・家庭への取り組み	62
Ⅵ 子どもの主体性を尊重する環境づくり	65
Ⅶ 子育て子育て応援プランのイメージ	67
第7章 計画の推進	68
Ⅰ 計画の推進体制の整備	68
「行動計画策定」に基づく特定事業の目標事業量	69
資 料 編	70

※ 事業実施予定年度の見方 ・平成 17 年度とは、従来からある事業を継続実施
・平成 17 年度以外の年度の記載は、事業見直しや拡充など
・年度の下段に（新規）記載のあるものは、新たな事業実施

第1章 計画の概要

I. 計画の目的

この計画は、平成15年度に次世代育成支援対策推進法の制定及び児童福祉法が改正され、国の少子化対策の重要施策として各市町村に行動計画の策定が義務付けられました。このことを踏まえ、石狩市は従来の児童家庭福祉計画を継承しつつ、様々な分野が協力・連携し、地域社会全体で支えあい、すべての家庭が安心して子育て子育てができる環境づくりを目的としています。

II. 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法に基づいた「行動計画」であり、本市の地域福祉計画、障がい者計画、母子保健計画、保育計画、教育プランと整合された計画です。

※次世代育成支援対策推進法「第8条第1項」（平成15年7月成立）

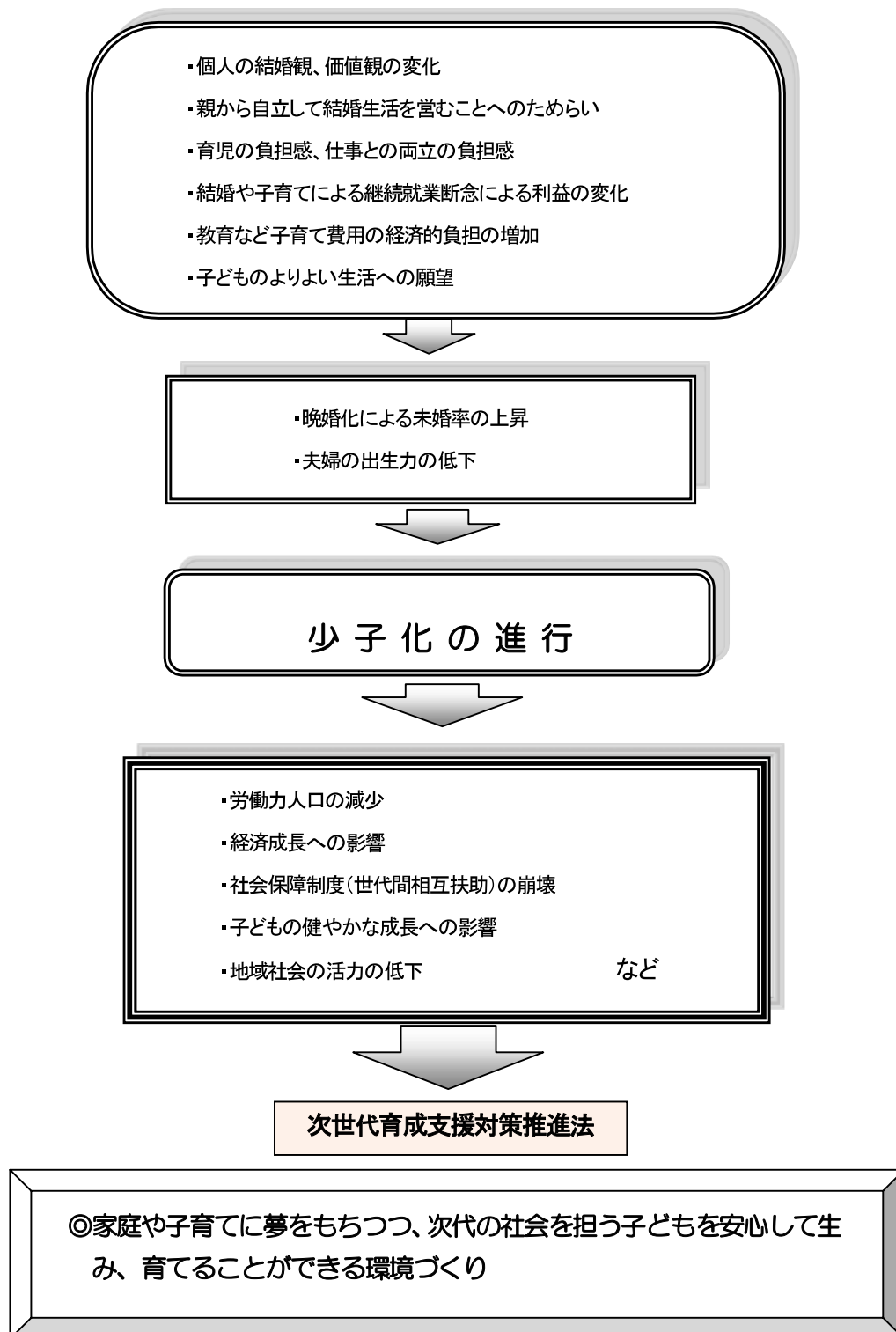
III. 計画の期間

この計画は、次世代育成支援対策推進法による10年間の時限立法の計画であり、平成17年度から平成26年度までの期間となりますが、必要に応じて弾力的に改定が行えることから前期5ヵ年・後期5ヵ年の計画となります。

平成 17 年 度	平成 18 年 度	平成 19 年 度	平成 20 年 度	平成 21 年 度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
前期 5 年計画									
					後期 5 年計画				

第2章 計画策定の背景

I. 計画策定の背景



■ II. 出生数と合計特殊出生率 ■

	石狩市				北海道全 国	
	人口	出生数	出生率 (人口1千人 対)	合計特殊出 生 率	合計特殊出 生 率	合計特殊出 生 率
平成6年	52,074	416	8.0	1.40	1.37	1.50
平成7年	52,212	368	7.0	1.21	1.31	1.42
平成8年	53,660	369	6.9	1.17	1.30	1.43
平成9年	54,012	392	7.3	1.23	1.27	1.39
平成10年	54,428	384	7.1	1.15	1.26	1.38
平成11年	54,806	354	6.5	1.06	1.20	1.34
平成12年	55,480	414	7.5	1.19	1.23	1.36
平成13年	55,578	393	7.1	1.11	1.21	1.33
平成14年	55,805	394	7.1	1.10	1.22	1.32
平成15年	56,023	414	7.4	1.14	1.20	1.29

資料:住民基本台帳(各年9月末現在) 人口動態統計(各年12月31日現在)
石狩市の合計特殊出生率は、健康づくり課保健活動計画書による。

(1) 国の動向

わが国では急速に少子高齢化が進んでいます。少子化は、結婚や育児、家庭や地域、生き方や働き方など、個人の考え方が多様になり、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられます。

合計特殊出生率は昭和49年以降低下しはじめ、平成2年にはいわゆる「1.5ショック」(平成元年の合計出生率が昭和41年(ひのえうま)の1.58を下回る)が起こりました。その後、国では子育てと仕事の両立支援を中心に、子どもを生みたい人が生み育てやすいようにするための整備に力点が置かれ、様々な対策が実施されてきたところです。

しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、将来、少子化の要因であった晩婚化に加え、「夫婦の出生力そのものの低下」(平成15年の合計特殊出生率1.29)という現象が見られ、現状のままでは、少子化は一層進行するものと予想されます。

急速な少子化は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものです。

(2) 石狩市の動向

石狩市の高齢化率は、国立人口問題研究所の将来推計人口と比較しますと平成 16 年では、全国が 19.4%に対して 3 ポイント低い 16.4%で、年少人口は、全国が 14.1%に対して 0.3 ポイント低い 13.8%となり、平成 21 年では高齢化率は全国が 22.2%に対して 2.3 ポイント低い 19.9%となり、年少人口は、全国が 13.5%に対して僅かですが 0.2 ポイント多い 13.7%となる見込みです。

出生数・合計特殊出生率は、全国・北海道よりも低く推移され、札幌市と隣接していることもあり都市部と同じ現象が見られます。

これは、石狩市が昭和 40 年代後半から石狩湾新港や札幌市のベッドタウンとして宅地開発が進み、比較的若い世代が多く入居したことやバブルショック以降も鈍化傾向がありますが働き盛り世代の転入が多いことが要因と考えられます。

しかし、旧市街地や農村地域では特に少子高齢化が進み、また、花川北・南地区の住宅団地では核家族化も進行しております。

石狩市の児童数は、平成 16 年で 18 歳未満は約 9,800 人おり、就学前児童数は約 2,800 人、小学校児童数は約 3,300 人、中学校生徒数は約 1,700 人です。

この内、就学前児童を見ますと約半数の児童が幼稚園・保育所等に通っており半数の児童が在宅という状況です。

今後、少子化や核家族化が一層進行しますと、家庭、地域の活力の低下による子育ての負担・不安・孤独感が増し、また、あすを担う子どもたちにとって、こども同士の遊びや異年齢などとのふれあい体験などの減少により心身ともに健やかに育むことへの影響が懸念されます。

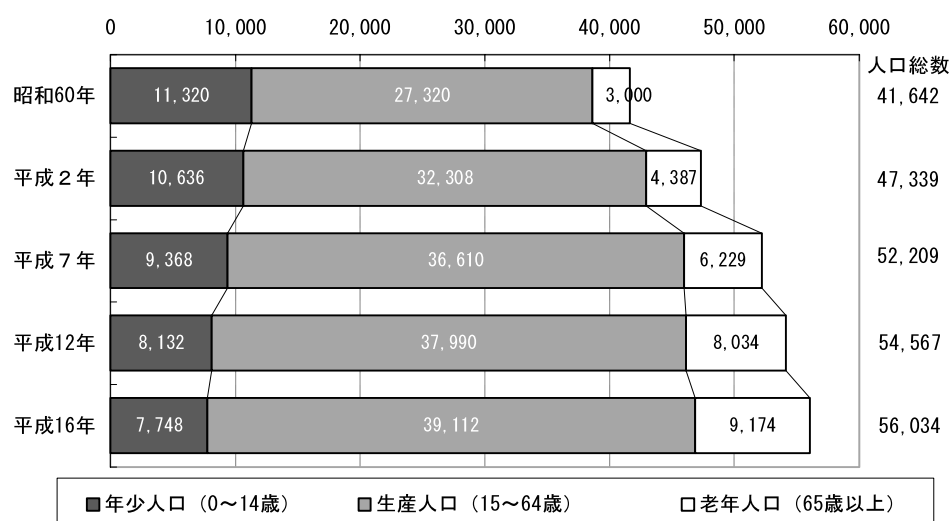
第3章 石狩市の現状と課題

I. 石狩市の現況

◇I-1 人口動態◇

(1) 総人口の推移

石狩市の総人口は年々微増傾向にあります。また年齢構成に着目すると、65歳以上人口割合（高齢化率）は年々増加傾向にある一方で、15歳未満人口割合（年少人口割合）は年々減少傾向にあることから、高齢化が着実に進展している状況にあります。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

(2) 世帯数の推移

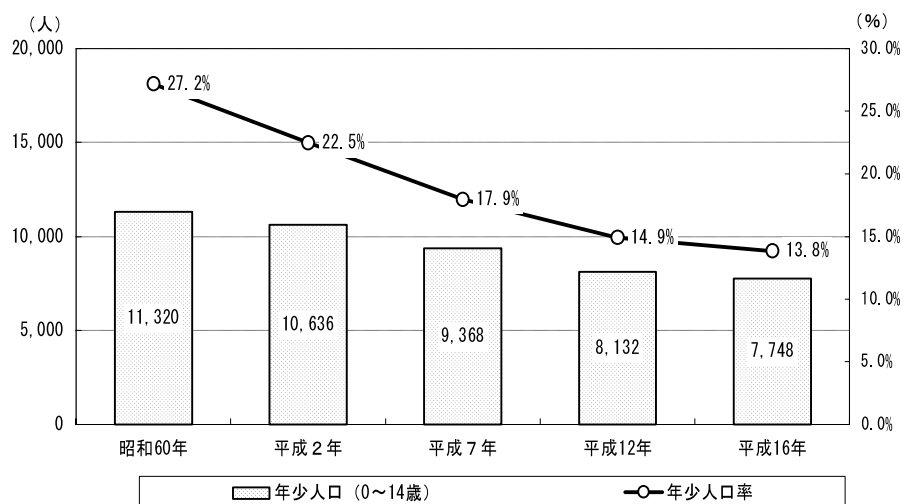
世帯数については、昭和50年から55年の5年間で4,378世帯から9,633世帯と120.0%も激増した以降は、緩やかに増加しています。また、1世帯当たりの人員数は、昭和50年が3.7人に対し、平成16年は2.6人となり、核家族化の傾向も急激に進行しています。

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成16年
人口	16,212	33,599	41,642	47,339	52,209	54,567	56,034
対前回比	—	107.2	23.9	13.7	10.2	4.5	2.7
世帯数	4,378	9,633	11,855	14,125	16,547	18,688	21,787
対前回比	—	120	23.1	19.1	17.1	12.9	16.6
1世帯当たり人員	3.7	3.5	3.5	3.4	3.2	2.9	2.6

資料 国勢調査資料 平成16年は住民基本台帳4月1日時点

(3) 年少人口率の推移

年少人口は、平成16年4月1日時点で7,748人であり、昭和60年と比較すると約3,600人の減少となっています。また、年少人口率についても27.2%から13.8%へと減少しています。



資料：国勢調査、人口総数に年齢不詳を含む
平成16年は、住民基本台帳人口、4月1日時点

(4) 転入・転出状況

転入・転出による人口移動状況は、札幌市が他の市町村に比べ圧倒的に多くなっています。

(単位：人)

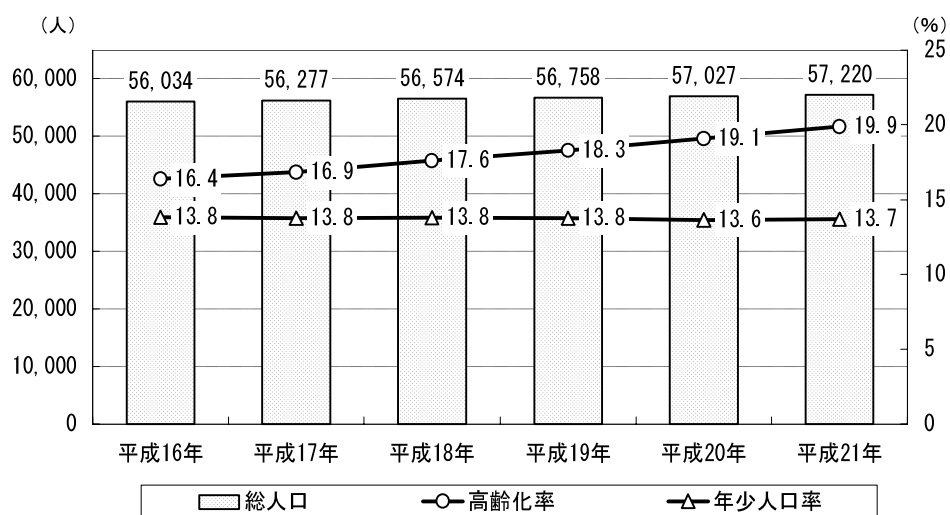
地区区分	平成2年		平成4年		平成7年		平成10年		平成13年	
	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出	転入	転出
総数	3,277	2,307	3,478	2,405	3,157	2,655	2,902	2,452	2,705	2,555
圏域内計	2,099	1,470	2,353	1,448	2,166	1,815	1,951	1,542	1,777	1,725
札幌市	1,889	1,258	2,136	1,218	1,991	1,545	1,712	1,323	1,555	1,531
小樽市	49	29	53	24	37	42	74	44	73	37
江別市	43	75	45	62	47	86	38	53	35	48
千歳市	24	24	28	33	20	26	36	48	36	25
恵庭市	25	26	21	18	10	18	14	22	21	20
北広島市	20	22	22	18	12	24	28	16	14	29
当別町	29	23	27	44	25	47	19	22	24	26
新篠津村	2	2	—	7	1	7	6	1	1	2
厚田村	15	7	20	22	119	15	13	10	18	6
浜益村	3	4	1	2	4	5	11	3	—	1
圏域外道内計	816	450	786	532	672	489	601	489	591	391
所要8市	330	202	318	280	281	222	239	243	237	175
その他の市	199	97	189	100	168	121	138	103	161	70
その他の町村	199	97	189	100	168	121	138	103	161	70
道外計	362	387	339	425	319	351	349	421	337	439
東北圏	32	43	29	52	40	45	54	49	38	49
関東圏	218	260	209	278	191	196	176	251	176	263
近畿圏	20	24	23	25	26	32	31	24	19	29
その他	92	60	78	70	62	78	88	97	104	98

資料 石狩市統計書平成14年版

◇ I-2 石狩市の将来推計人口 ◇

(1) 人口推計

計画目標年次である平成21年までの将来推計人口によると、本市の人口は今後も、微増が続けることが見込まれます。また、65 歳以上の高齢者人口割合は着実に増加する一方で、15 歳未満の年少人口割合はわずかずつ減少傾向に歯止めがかかるものと思われます。



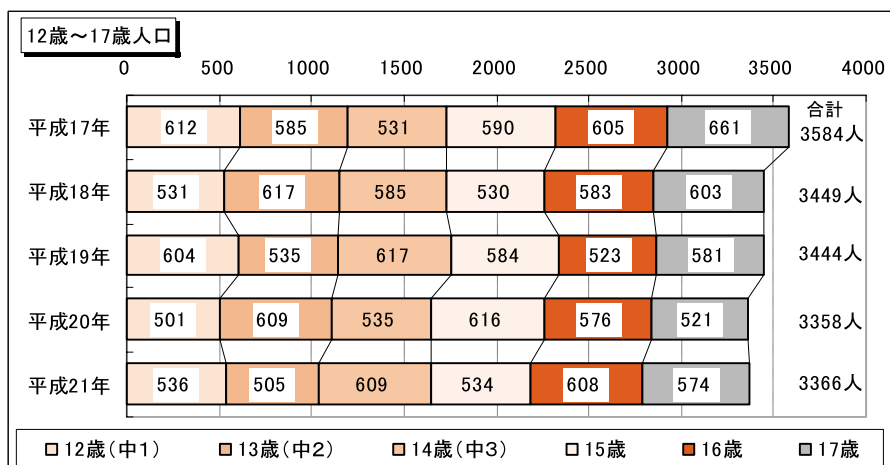
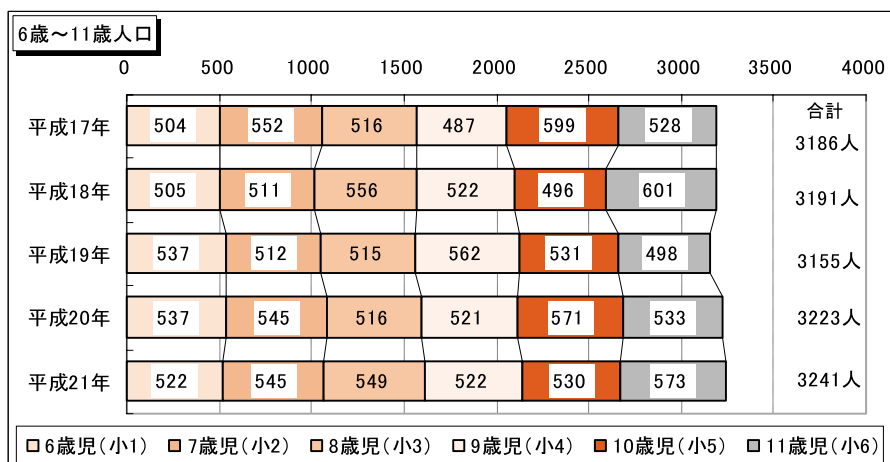
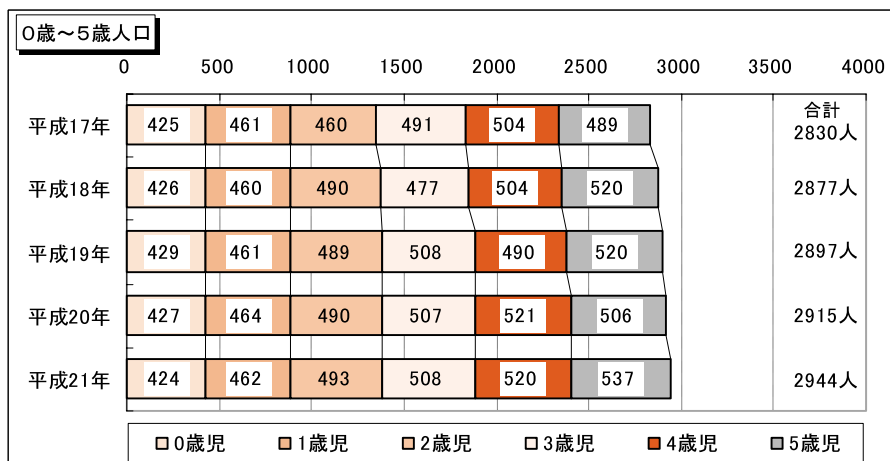
資料：住民基本台帳

(注) 1. 平成16年は住民基本台帳人口（4月1日現在）

2. 平成17年から平成21年はコーホート変化率法により推計（各年4月1日時点）

(2) 平成 17 年～21 年の推計児童人口

少子化は進行しており合計特殊出生率も年々落ち込んでいます。しかしながら、樽川、明乳、緑苑台地区の宅地開発に伴い児童数が増加しています。平成 21 年度までの推計では平成 16 年度の実児童数から 160 人程増えると予測されます。



◇ I-3 婚姻・離婚の動向 ◇

(1) 婚姻・離婚件数・婚姻・離婚率

平成15年の婚姻率は11.5となっており、全国・北海道の数値より大幅に上回っております。また、離婚率も全国・北海道の数値を上回っています。

(単位：%)

年	石狩市				北海道		全国	
	婚姻数	婚姻率	離婚数	離婚率	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成6年	522	10.0	131	2.5			6.3	1.6
平成7年	531	10.2	148	2.8			6.4	1.6
平成8年	577	10.8	153	2.9			6.4	1.7
平成9年	547	10.1	183	3.9			6.2	1.8
平成10年	566	10.4	170	3.1	6.0	2.4	6.3	1.9
平成11年	575	10.5	182	3.3	5.8	2.4	6.1	2.0
平成12年	618	11.3	203	3.7	6.1	2.5	6.4	2.1
平成13年	607	10.9	255	4.6	6.1	2.8	6.4	2.3
平成14年	638	11.4	213	3.8	5.8	2.8	6.0	2.3
平成15年	647	11.5	210	3.7	5.7	2.7	5.9	2.3

資料 石狩市統計書・人口動態統計(各年12月31日現在)

(2) 平均初婚年齢

全国及び北海道の平均初婚年齢は、ほぼ同じ年齢になっていますが、年々、初婚年齢は晩婚化傾向にあります。

年	北海道		全国	
	夫	妻	夫	妻
平成10年	28.1歳	26.5歳	28.6歳	26.5歳
平成11年	28.1歳	26.6歳	28.7歳	26.6歳
平成12年	28.3歳	26.8歳	28.8歳	26.8歳
平成13年	28.3歳	26.9歳	29.0歳	26.9歳
平成14年	28.5歳	27.1歳	29.1歳	27.4歳
平成15年	28.8歳	27.4歳	29.4歳	27.6歳

資料 人口動態統計(各年12月31日現在)

◇ I-4 晩産化・少産化の動向 ◇

(1) 母親の年齢階層別出生数割合

全国的に、出生数が減少している中で、石狩市の出生数は、ほぼ横ばいの状況にあります。また、全国、全道と比較してみますと20代と30代前半に子どもを生んでいる状況にあります。しかしながら、全国的な状況と同じく晩産化が進んでいることとあわせ、少子化も徐々に進んでいる状況にあります。

(単位：%)

年	区分	出生数 (人)	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～
平成10年	石 狩 市	384	2.6	21.4	38.0	24.7	11.7	1.6	0.0
	北 海 道	49,065	1.8	17.4	38.9	30.7	10.0	1.2	0.1
	全 国	1,203,147	1.5	14.7	41.0	32.3	9.5	1.1	0.0
平成11年	石 狩 市	354	2.0	17.5	39.3	28.0	10.7	2.5	0.0
	北 海 道	46,680	1.9	17.0	38.8	30.4	10.5	1.3	0.0
	全 国	1,177,669	1.5	14.1	40.4	32.8	9.9	1.2	0.0
平成12年	石 狩 市	414	2.2	19.3	32.6	31.9	13.0	0.8	0.2
	北 海 道	46,780	2.1	16.7	38.4	30.9	10.9	1.3	0.0
	全 国	1,190,547	1.7	13.6	39.5	33.3	10.6	1.2	0.0
平成13年	石 狩 市	393	3.3	14.5	37.1	30.5	13.0	1.6	0.0
	北 海 道	46,236	2.3	16.3	38.1	31.1	10.8	1.4	0.0
	全 国	1,170,662	1.8	13.4	38.4	34.2	10.9	1.3	0.0
平成14年	石 狩 市	394	3.1	19.3	31.5	34.8	10.4	0.9	0.0
	北 海 道	46,236	2.3	16.2	36.9	32.0	11.2	1.4	0.0
	全 国	1,170,662	1.9	13.2	36.9	35.2	11.4	1.4	0.0
平成15年	石 狩 市	414	2.7	15.2	37.7	31.6	10.4	2.4	0.0
	北 海 道	44,939	2.2	15.3	35.8	32.9	12.1	1.7	0.0
	全 国	1,123,610	1.7	12.7	35.2	36.4	12.4	1.6	0.0

資料 石狩市統計書・人口動態統計(各年12月31日現在)

■ II. 子どもの状況と子育ての実態 ■

◇Ⅱ-1 母子保健及び母子の健康増進の状況◇

母子保健指導件数は、年々訪問件数が伸びている状況にあります。また、乳幼児を対象とする健康診査の受診率は、平成15年では高い傾向にあります。

◆母子保健及び母子の健康増進に係わる事業の実施状況

主要施策		実 績			
項 目	概 要	区 分	平成13年	平成14年	平成15年
母子手帳	母子手帳の交付	母子手帳交付	398	386	410
母子訪問指導	健康上指導の必要のある妊産婦及び乳幼児に対する訪問指導の実施	妊産婦訪問指導(件数)	163	208	219
		新生児訪問指導(件数)	155	201	212
		未熟児訪問指導(件数)	20	23	31
		乳幼児訪問指導(件数)	31	22	36
母子保健指導	母子保健上指導の必要のある人に対する個別や集団の保健指導の実施	マタニティコース(延人員)	132	81	106
		両親教室(延人員)	45	77	67
		育児教室(件数)	93	147	154
		幼児教室(件数)	137	180	204
		乳幼児発達相談(件数)	20	18	34
		電話・来庁等による相談(件数)	354	245	290
健康審査	乳幼児を対象とする健康審査の実施	乳児健康審査(受診率)	93.9	94.9	95.3
		1歳6ヶ月児健康審査(受診率)	88.8	91.3	91.4
		3歳児健康審査(受診率)	80.1	79.7	93.1
		歯科検診・フッ素塗布(延人員)	513	495	492
	1歳から4歳までの幼児を対象とする歯科検診の実施				

資料:健康づくり課保健活動計画書



◇Ⅱ-2 児童虐待・子どもに関する相談◇

児童虐待に関する相談件数は、身体的虐待が最も多くなっていますが、全体件数としては横ばい傾向にあります。

また、家庭児童相談では、平成12年以降相談件数（総数）が伸び続けており、中でも、環境福祉、学校生活（不登校・人間関係）、非行等の相談数が多くなっています。

◆石狩市（こども相談センター）児童虐待内容別相談件数

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
身体的虐待	6(0)	3(1)	5(3)	4(2)	6(1)
ネグレクト	2(0)	1(1)	1(1)	5(4)	3(2)
性的虐待		2(0)			
心理的虐待	2(0)	1(0)			
計	10(0)	7(2)	6(4)	9(6)	9(3)

※平成12年度までは児童家庭課家庭児童相談室での扱い。

※()内は児童虐待件数

◆石狩市（こども相談センター家庭児童相談）相談数

	性 格・ 生 活 習 慣 等	知 能・ 言 語	学 校 生 活 等			非 行	家 族 関 係		環 境 福 祉	障 が い	そ の 他	計
			人 間 関 係	不 登 校	そ の 他		虐 待	そ の 他				
平成11年度	27	4	13	38	63	18		64	20	25	111	383
平成12年度	1	2	1	9	46	12	8	32	0	17	237	365
平成13年度	7	8	19	32	29	4	82	39	13	25	112	370
平成14年度	11	11	2	97	53	7	30	71	51	14	81	428
平成15年度	59	12	80	99	10	83	25	70	142	12	37	629

※平成12年度までは児童家庭課家庭児童相談室での扱い。

※2 福祉行政報告例（年度報）家庭児童相談室における相談数から計上。

■ Ⅲ. 保育状況と子育て支援の現況 ■

◇Ⅲ-1 保育サービス等の状況とニーズ動向◇

(1) 認可保育所の現況

平成16年4月現在、市内の保育所は9ヶ所で開設しております。このうち公立保育所は、市立保育所2ヶ所、へき地保育所2ヶ所の合計4ヶ所、社会福祉法人の保育所は5ヶ所の開設となっております。

◆石狩市の保育所の状況（平成16年7月1日現在 単位：人）

	保育所名	開園年月日	定員	入所児童数
公立	はまなす保育園	昭和43年7月	30	16
	くるみ保育園	昭和44年11月	45	19
へき地	生振保育園	昭和41年4月	60	33
	高岡保育園	昭和40年4月	50	9
法人立	仲よし保育園	昭和52年4月	90	111
	えるむ保育園	昭和54年4月	90	107
	友愛保育園	昭和59年4月	60	75
	まきば保育園	平成15年8月	60	75
	南線光の子保育園	平成16年4月	120	150
合 計			605	595

資料 児童家庭課

(2) 保育の内容

認可保育所は、各種の保育サービスを実施してきており、利用しやすい保育所に整備されてきております。

◆保育所保育内容の状況

（平成16年4月1日現在）

種類	保育所名	対象児童年齢	開閉所時間			特別保育事業				
			開所時間	閉所時間		延長保育		一時保育	乳児保育	障がい児保育
				月～土	月～金	土	午前	午後		
公立	はまなす保育園	1歳6ヶ月以上	7:30	18:30	18:30			30分	○	
	くるみ保育園	1歳6ヶ月以上	7:30	18:30	18:30			30分	○	
へき地	生振保育園	1歳以上	8:00	17:00	12:00					
	高岡保育園	1歳以上	8:00	17:00	12:00					
法人	仲よし保育園	生後8週間後	7:30	18:30	18:30	30分	30分		○	○
	えるむ保育園	6ヶ月以上	7:30	18:30	18:30		30分			
	友愛保育園	生後8週間後	7:30	18:30	18:30	30分	30分		○	
	まきば保育園	生後8週間後	7:30	18:30	18:30	30分	30分		○	
	南線光の子保育園	生後8週間後	7:30	18:30	18:30	30分	30分	○	○	○

資料 児童家庭課

(3) 児童数と入所率

市内の保育所への入所児の全〇－５才児に占める割合は、平成４年度から平成１０年度にかけて１４～１５.４％でほぼ一定していましたが、しかし表に示すとおり、平成１１年度では１７.７％と２.３ポイント上昇、さらに平成１２年度では１.７ポイント上昇し、平成１６年度では平成１０年度から見て実に５.２５ポイントと急激な伸びを示しています。このことは、保育所への入所円滑化事業を実施し、待機児童をできる限り各保育所で受け入れたことによります。

一方、幼稚園に関しては「花川南幼稚園」を除いては、入園数が定員を下回っています。

◆認可保育所及びへき地保育所の定員と入所率 (平成１６年７月１日現在 単位：人)

保育所名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5才児以上	入所児合計	入所率
公立	はまなす保育園	30	2	0	4	6	4	16	53%
	くるみ保育園	45	0	4	1	7	7	19	42%
法人立	仲よし保育園	90	8	12	21	24	18	111	123%
	えるむ保育園	90	8	14	15	17	29	107	119%
	友愛保育園	60	6	11	13	14	15	75	125%
	まきば保育園	60	6	6	13	15	15	75	125%
	南線光の子保育園	120	10	20	26	29	41	150	125%
	生振保育園	60	5	10	6	3	7	31	52%
へき地	高岡保育園	50	0	2	2	4	2	10	20%
合 計		605	38	70	104	154	116	594	98%
年齢別人口 (平成16年4月1日現在)			426	432	474	474	488	2,785	—
年齢構成比率			9%	16%	22%	23%	33%	24%	22%

資料 児童家庭課

◆幼稚園の定員と入園率 (平成１６年７月１２日現在 単位：人)

幼稚園名	開園年月日	定員	3歳児	4歳児	5歳児	入園児合計	入園率
私立	花川北陽幼稚園	240	34	45	60	139	58%
	花川わかば幼稚園	160	30	54	52	136	85%
	花川南幼稚園	120	22	46	52	120	100%
	友愛幼稚園	150	21	41	38	100	67%
	花川マリア幼稚園	120	16	27	38	81	68%
小 計		790	123	213	240	576	73%
市立	南線幼稚園	100		13	36	49	49%
合 計		890	123	226	276	625	70%
年齢別児童数			—	491	474	488	1,453
就 園 率			—	25%	48%	57%	43%

資料 私立幼稚園振興会提供

◆年度別保育所入所児童数の状況

(入所児童数：0-5 歳児人口は各年度 10 月 1 日現在) (単位：人)

年度	項目	公立保育所			法人立保育所					へき地保育所	
		本町	八幡	花川南	花畔団地	花畔団地	花川南	樽川	花川南	中生振	高岡
		はまなす 保育園	くるみ 保育園	南線 保育園	仲よし 保育園	えるむ 保育園	友愛 保育園	まきば 保育園	南線光の 子保育園	生振 保育園	高岡 保育園
平成10年度	入所児童数	12	26	109	99 (12)	97 (20)	62 (2)	—	—	12	11
	入所児童合計	428 (34)									
	0-5 才児人口	2,776									
	入所率	15.4%									
平成11年度	入所児童数	10	22	123	113 (12)	113 (11)	70 (13)	—	—	21	13
	入所児童合計	485 (36)									
	0-5 才児人口	2,742									
	入所率	17.7%									
平成12年度	入所児童数	18	27	123	113	113 (2)	108 (1)	—	—	21	16
	入所児童合計	539 (3)									
	0-5 才児人口	2,786									
	入所率	19.3%									
平成13年度	入所児童数	11	20	111	121 (1)	116	115 (1)	—	—	22	17
	入所児童合計	533 (2)									
	0-5 才児人口	2,734									
	入所率	19.5%									
平成14年度	入所児童数	15	22	119	122 (3)	116 (2)	122 (2)	—	—	34	24
	入所児童合計	574 (7)									
	0-5 才児人口	2,749									
	入所率	20.9%									
平成15年度	入所児童数	16	20	124 (2)	109 (11)	109 (6)	74 (11)	73	—	33	15
	入所児童合計	573 (30)									
	0-5 才児人口	2,783									
	入所率	20.6%									
平成16年度 (6月1日現在)	入所児童数	10	17	—	110 (5)	106 (1)	71 (1)	74 (2)	146 (3)	31	10
	入所児童合計	575 (12)									
	0-5 才児人口	2,785									
	入所率	20.7%									

※ () は、待機児童数。外数で示している平成 16 年度 0-5 歳児人口は 4 月 1 日現在である。

(4) 特別保育サービスの状況

一時保育の利用状況をみると、利用者が大きく伸びている状況です。

◆一時保育サービスの利用状況

(単位：延べ日数)

年		平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績		399(実65)	448(実78)	588(実95)	1,076(実145)	1,086(実143)
内訳	非定型	341(実51)	330(実54)	367(実55)	703(実75)	609(実73)
	緊急	46(実8)	88(実17)	153(実27)	290(46)	371(実52)
	私的理由	12(実6)	30(実7)	68(実13)	83(実24)	106(実18)

資料 児童家庭課

◆障がい児保育の実施状況

(単位：人)

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
保育所名					
石狩仲よし保育園	1	1	1	1	1
南線保育園			1	2	1

資料 児童家庭課

(5) 認可外保育所の状況

認可外保育所の利用状況をみますと、全体で利用率は47%となっています。

◆認可外保育所の保育内容の状況

(平成16年7月現在)

保育所名	定員	入所児童数	入所率	対象児童年齢	開閉所時間			特別保育事業			
					開所時間		閉所時間	延長保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育
					月～土	月～金	土				
石狩共同乳児保育園たんぽぽ	50	27	54%	生後8週間後	7:00	19:00	18:00	○	○	○	
託児所 はらっぱ	30	14	47%	2ヶ月以上	8:00	18:00	17:00	○	○	○	○
保育ルーム みつばちマーヤ	20	14	70%	1歳6ヶ月以上	8:00	17:00	17:00	○	○		
もみの木クラブ	4	0	0	3ヶ月以上	8:00	20:00	20:00	△	○	○	
子どものへや	5	4	80%	1歳児以上	8:00	17:00	17:00	○	○		
ちびっこランド	30	6	20%	6ヶ月以上	7:30	18:00	18:00	○	○	○	
計	139	65	47%	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：児童家庭課

(6) 事業所内保育所の状況

事業所内保育所の利用状況をみると、定員に対する入所率は全体で68%となっています

◆事業所内保育所の保育内容の状況

(平成16年7月現在)

事業所名	定員	入所児童数	入所率	対象児童年齢	開閉所時間		特別保育事業			
					開所時間		延長保育	一時保育	乳児保育	障がい児保育
					月～日	月～日				
茨戸病院	16	11	69%	生後8週間後	8:00	17:00	○		○	
花川病院	25	17	68%	生後8週間後	8:00	17:00	○		○	
計	41	28	68%	-	-	-	-	-	-	-

資料：児童家庭課

◇Ⅲ-2 子育て支援基盤整備の状況◇

(1) 家庭や児童の自立支援に係る状況

各種サービスの利用状況をみると、医療費助成（入院外件数）や児童扶養手当、母子福祉資金貸付の伸びが大きくなっています。

◆各種支援の状況

項 目	概 要	区 分	平成13年	平成14年	平成15年
こども発達支援センター (母子通園センター)	心身に障がい及び疑いのある就学前の在宅児童に対する訓練、相談及び指導の実施	こども発達支援センター (母子通園センター) ※1延べ利用者数 ()最大在籍人数	2,713 (40)	2,818 (41)	2,163 (52)
医療費の助成	6歳未満児の入院、3歳未満児の外来等保険内医療費の助成	乳幼児医療費 (対象者数) (入院件数) (入院外件数)	2,568 400 20,394	2,573 390 20,276	2,588 383 27,032
	母子家庭等の母子及び18歳未満の児童の保険内医療費の助成	母子家庭等医療 (対象者数) (入院件数) (入院外件数)	1,216 115 6,438	1,339 98 7,270	1,496 123 7,609
各種手当	3歳未満の児童の養育者支給	児童手当 (受給者数)	967	1,029	1,043
	児童扶養手当の支給	児童扶養手当 (受給者数)	406	404	501
	特別児童扶養手当の支給	特別児童扶養手当 (受給者数)	91	91	96
幼稚園就園奨励費	幼稚園児のいる保護者に対する保育料の助成	幼稚園就園奨励費 (受給者数)	511	546	559
福祉資金貸付	母子、寡婦家庭及び児童への経済的自立と子どもの就学のための資金貸付	母子福祉資金 (貸付件数)	55	79	112
		寡婦福祉資金 (貸付件数)	2	3	2
	母子・父子家庭の生徒を対象とする就学資金の貸付	道遺族福祉就学資金 (貸付件数)※2	0	0	0

資料 こども発達支援センター・市民課・児童家庭課・こども相談センター

※1 こども発達支援センターは平成15年度支援費制度の創設に伴い施設名を改称

※2 北海道の事業

(2) 児童館サービス

児童館サービスの利用状況をみると、年間延利用者数は年々減少傾向にあります。

◆児童館の利用状況

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
児童館数	4	4	4	4	4
ミニ児童館数	0	1	4	1	2
年間延利用者数	49,921	59,685	58,558	54,307	49,381
利用者数 (1日平均)	42.3	40.9	40.7	36.9	27.8

資料 児童館

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の利用状況をみると、実施箇所数の増加とともに、年々増加傾向にあります。

◆放課後健全育成事業の状況

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施箇所数	3	5	6	6	8
定員数	120	175	165	200	260
実施箇所平均定員数	40	35	27.5	33.3	32.5
年間延利用者数	20,234	28,825	36,627	40,845	46,916
利用者数(1日平均)	22.9	19.6	21.6	23.2	22.7

資料 児童館

(4) 幼児開放サービス

幼児開放サービスの利用状況をみると、平成14年度までは増加傾向にあったが、平成15年度は減少しています。

◆幼児開放状況

(単位：人)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
実施施設数	4	4	4	4	4
年間延利用者数	4,775	7,764	10,664	12,699	10,820
利用者数(1日平均)	7	12	16	16	14

資料 児童館

(5) 地域子育て支援センター

石狩市地域子育て支援センターでは、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等を行ない、保護者同士の交流の場の提供など各種支援メニューを展開しています。

◆石狩市地域子育て支援センター事業の概況

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
子育て相談	113件	121件	165件	233件	260件
子育てサロン	1,905組 4,376人	1,565組 3,386人	1,501組 3,222人		
子育てサークル	461組 1,060人	355組 822人	542組 1,151人	370組 780人	
あそびのひろば	394組 862人	343組 746人	373組 808人		
絵本の貸出し	527冊	555冊	295冊		
子育て講座				175組 338人	202組 442人
よちよちサロン				263組 527人	484組 970人
みんなおいでよ (南児童館)				1,655組 3,672人	1,268組 2,816人
みんなおいでよ (りんくる花川児童館)				609組 1,335人	477組 1,115人
延べ利用者数	6,298人	7,974人	9,771人	9,705人	11,142人

資料 児童家庭課



(6) 子どもの支援に関わる団体等（NPO法人や自主グループ含む）

子どもの支援に関わる団体等（NPO法人や自主グループ含む）の状況をみると、地域子育て支援センターをはじめとして、14の子育てサークル等があり、個人、NPO等の事業形態が多くなってきています。

◆主な子どもの支援に関わる調書

	名 称 等	運営等
◎地域子育て支援センター	えるむ保育園	石狩市
	南線光の子保育園「くるみの木広場」	石狩市
◎子育て支援サークルなど	あんぱんまんひろば	個人
	育児サークル・ワンステップ	個人
	育児サークル・ママといっしょ	個人
	親子リズム	個人
	ミラクルキッズ	個人
	Beans	個人
	子育てひろば「リトルきっず」	NPO法人
	子育て支援「Time」	個人
	子育てボランティア「ひまわり」	個人
	北海道子育て支援ワーカーズ構成団体 「ブーのいえ」・「プチマト」・「ぼけっとママ」	NPO法人
	くるみ保育園「こあらくらぶ」	石狩市
	はまなす保育園「らっこくらぶ」	石狩市
◎乳幼児一般開放	花川児童館	石狩市
	花川北児童館	石狩市
	おおぞら児童館	石狩市
	花川南児童館	石狩市
◎子ども及び保護者、ひとり親家庭支援		
	石狩市こども相談センター	石狩市
◎子どもの発達支援	石狩市こども発達支援センター	石狩市
	石狩市児童ディサービス「ニコリ」	NPO法人

（平成16年6月1日現在）

(7) 障がい児教育の状況

特殊学級は、平成15年度において、小学校が6校で11学級、中学校は2校で4学級の設置となっており、地域内での就学を基本に設置しています。

また、幼稚園においても障がいのある子どもを受け入れています。

◆障がい児教育の状況

(単位：人)

項 目	概 要	区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度
障がい児教育	幼稚園における障がい児教育の実施	施設数	6	6	6
		就園児童数	2	1	0
			3	3	4
			3	4	4
	小学校における特殊学級教育の実施	学校数	3	4	6
		就学児童数	5	5	3
			2	5	4
			2	2	8
			4	2	2
			4	5	2
			4	4	5
	中学校における特殊学級教育の実施	学校数	2	2	2
		就学児童数	4	4	5
			1	4	4
			7	1	4

■ IV. ニーズ調査の意向 ■

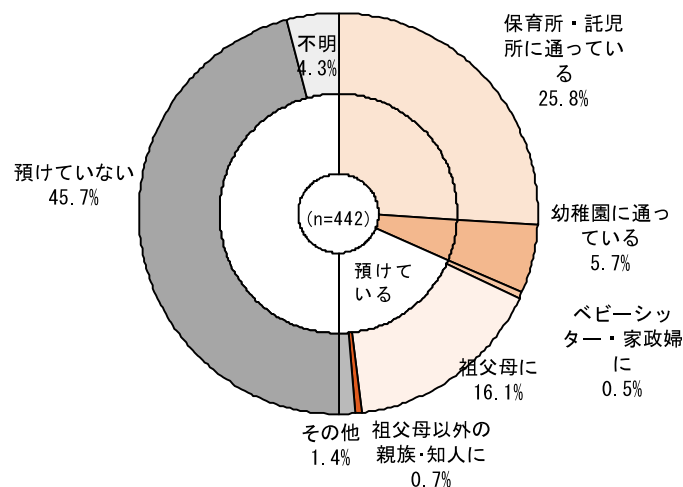
(1) 保育状況（就学前アンケートより）

◆通園先および預け先

就学前児童のうち、保育所・託児所に通っている児童は26%、幼稚園に通っている児童は6%となっています。また、いずれにも通っていない児童では、祖父母に預けられている児童が16%、親族・知人に預けられている児童が1%であり、親と過ごしている児童が約半数を占めています。

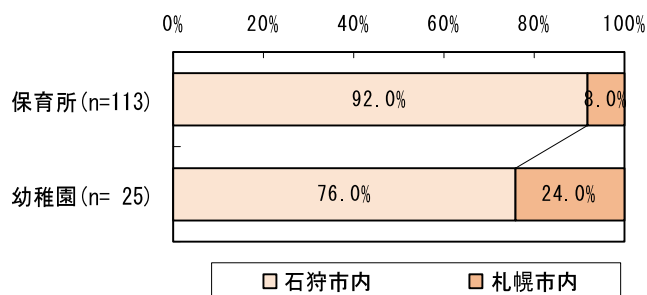
（※ ニーズ調査の回答者による数値ですので、4～6歳児の幼稚園、通園児の実態は多くなっています。）

子どもの通園先および預け先

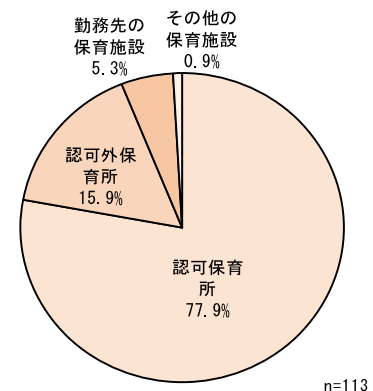


通っている保育所・託児所の場所は、石狩市内が92%、幼稚園の場合は石狩市内が76%となっています。また、保育所の種類としては、認可保育所が78%、認可外保育所が16%となっています。

通っている保育所・幼稚園の場所



通っている保育所の種類

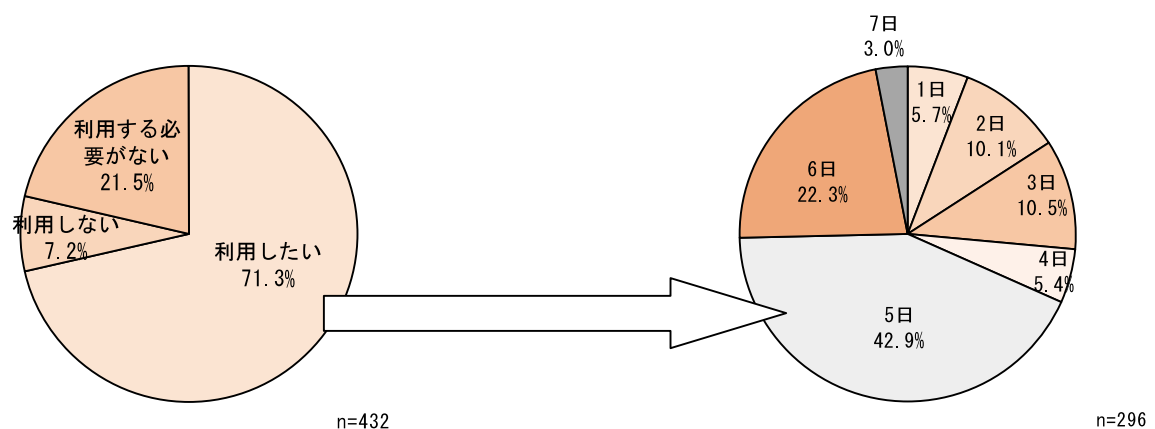


(2) 保育サービスの利用意向（就学前アンケートより）

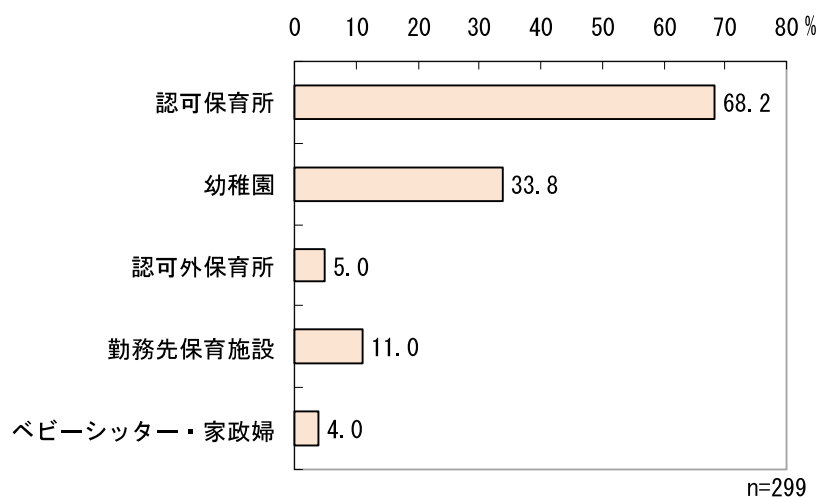
◆平日の利用意向

本調査では、現在の保育サービスの利用の有無に関係なく、また、実際に利用可能な時間帯に関係なく、あくまでも希望としての保育サービスのニーズについて質問しました。まず、平日については、71%が「利用したい」としており、そのうち週5～6日を希望する人が65%を占めています。そのサービスとしては、認可保育所が68%、幼稚園が34%となっており、それぞれ現状の通っている比率を大きく上回っています。

保育サービスの利用意向（平日）



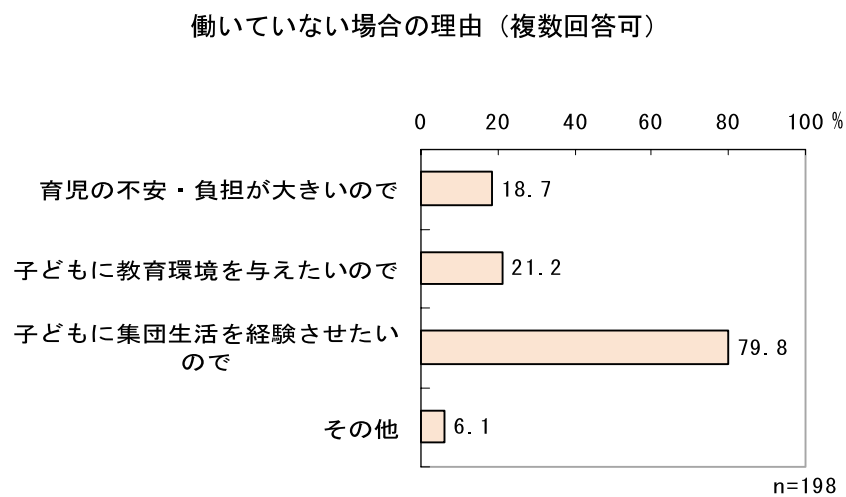
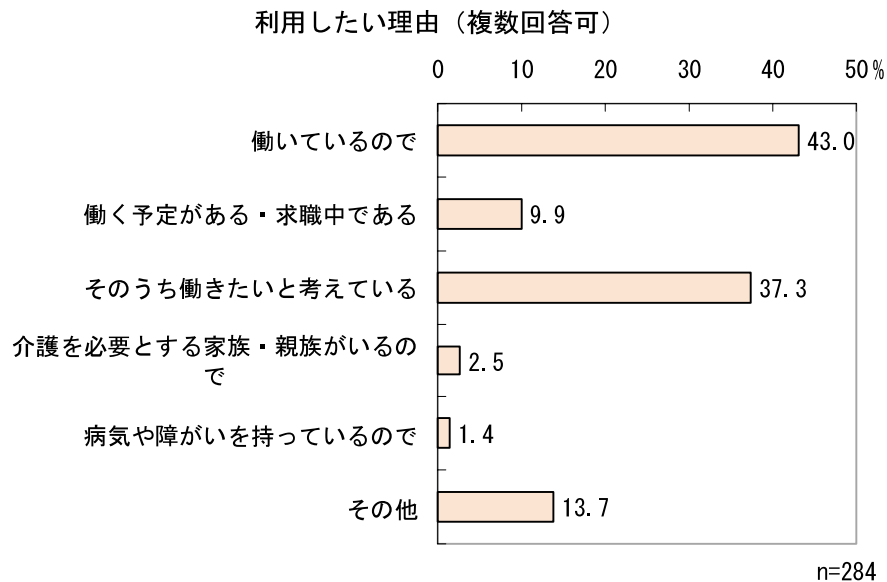
利用したいサービス（複数回答可）



◆利用したい理由

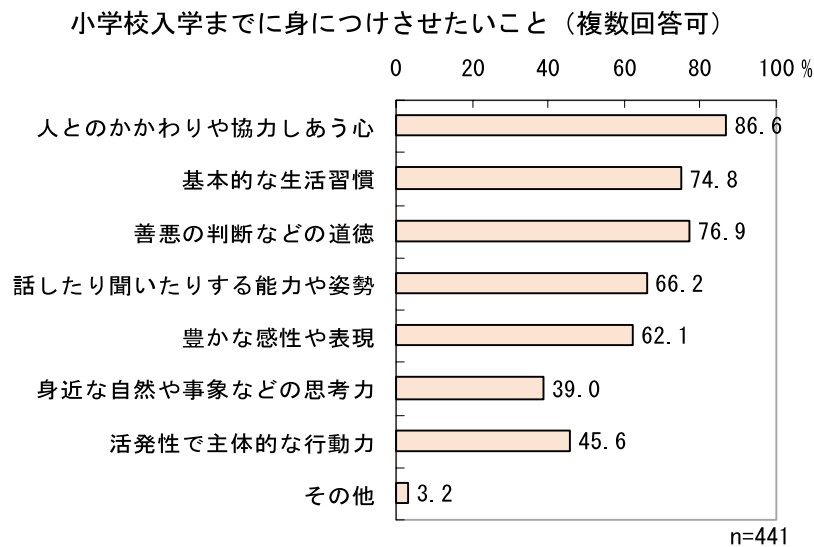
利用したい理由としては、「働いているので」が43%を占めるほか、「そのうち働きたい」が37%、「働く予定がある・求職中である」が10%と、就労を検討している人も多く、今後の保育サービスの需要増が予想されます。

また、働いていない場合の理由としては、「子どもに集団生活を経験させたいので」が80%と圧倒的に多くなっています。



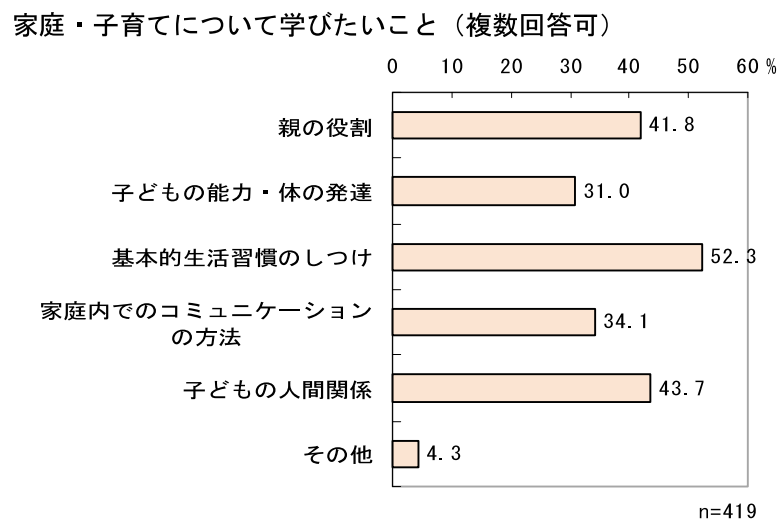
◆小学校入学までに身につけさせたいこと

小学校入学前に身につけさせることが大切と感じていることは、「人とかかわりや協力しあう心」が87%、「善悪の判断などの道徳」が77%、「基本的な生活習慣」が75%となっています。



◆家庭・子育てについて学びたいこと

親が学びたいこととしては、「基本的な生活習慣のしつけ」が52%、「子どもとの人間関係」が44%、「親の役割」が42%となっています。

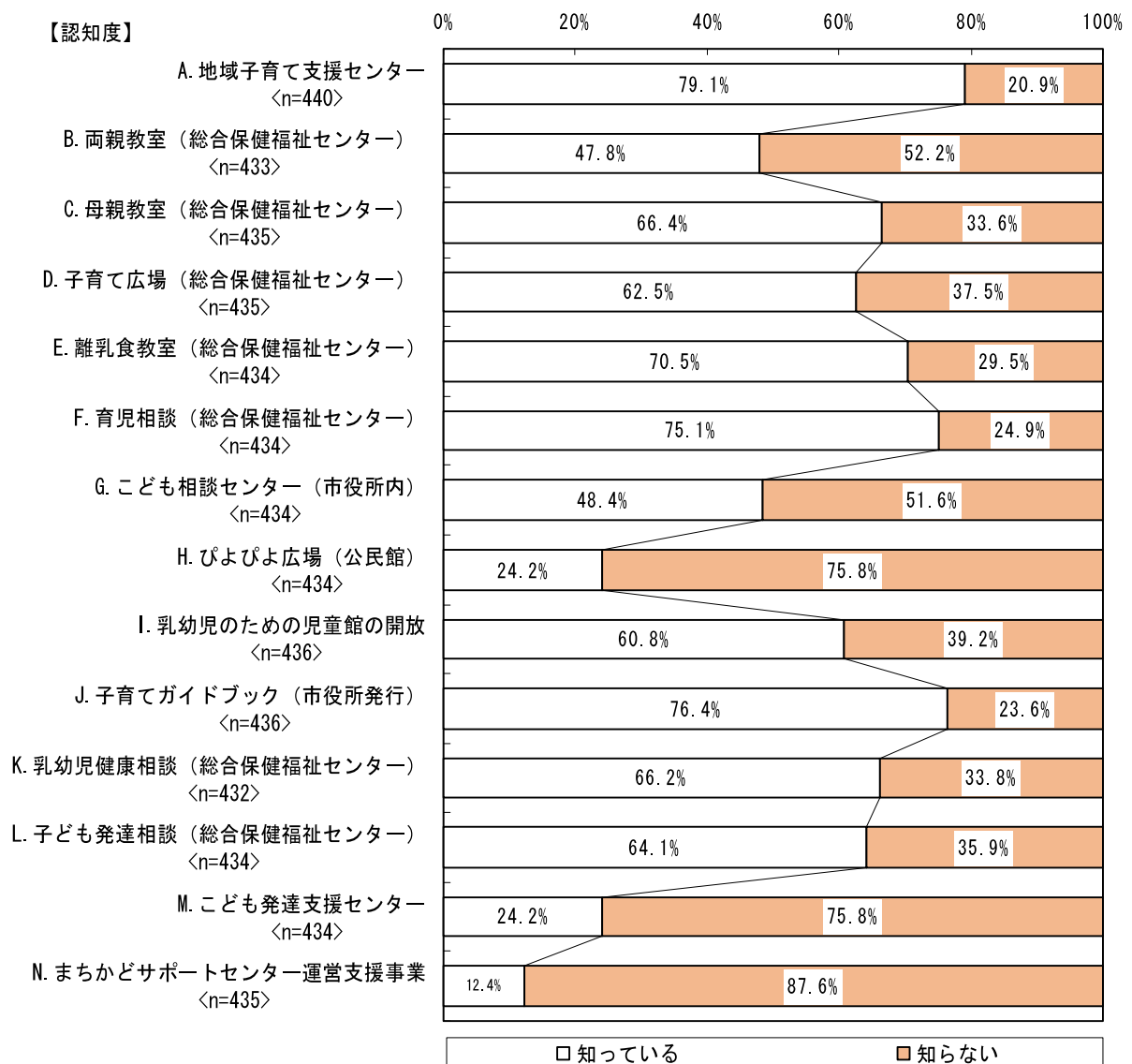


(3) 子育て支援機能の利用状況（就学前アンケートより）

◆認知度

市内の子育て支援機能のうち、最も認知度が高いのは「地域子育て支援センター」であり、79%が「知っている」と答えています。これに次いで、「子育てガイドブック」「育児相談」「離乳食教室」「母親教室」「乳幼児健康相談」の認知度が高くなっています。半数以上に知られていないものとしては、「両親教室」「こども相談センター」「ぴよぴよ広場」「こども発達支援センター」「まちかどサポートセンター運営支援事業」となっています。

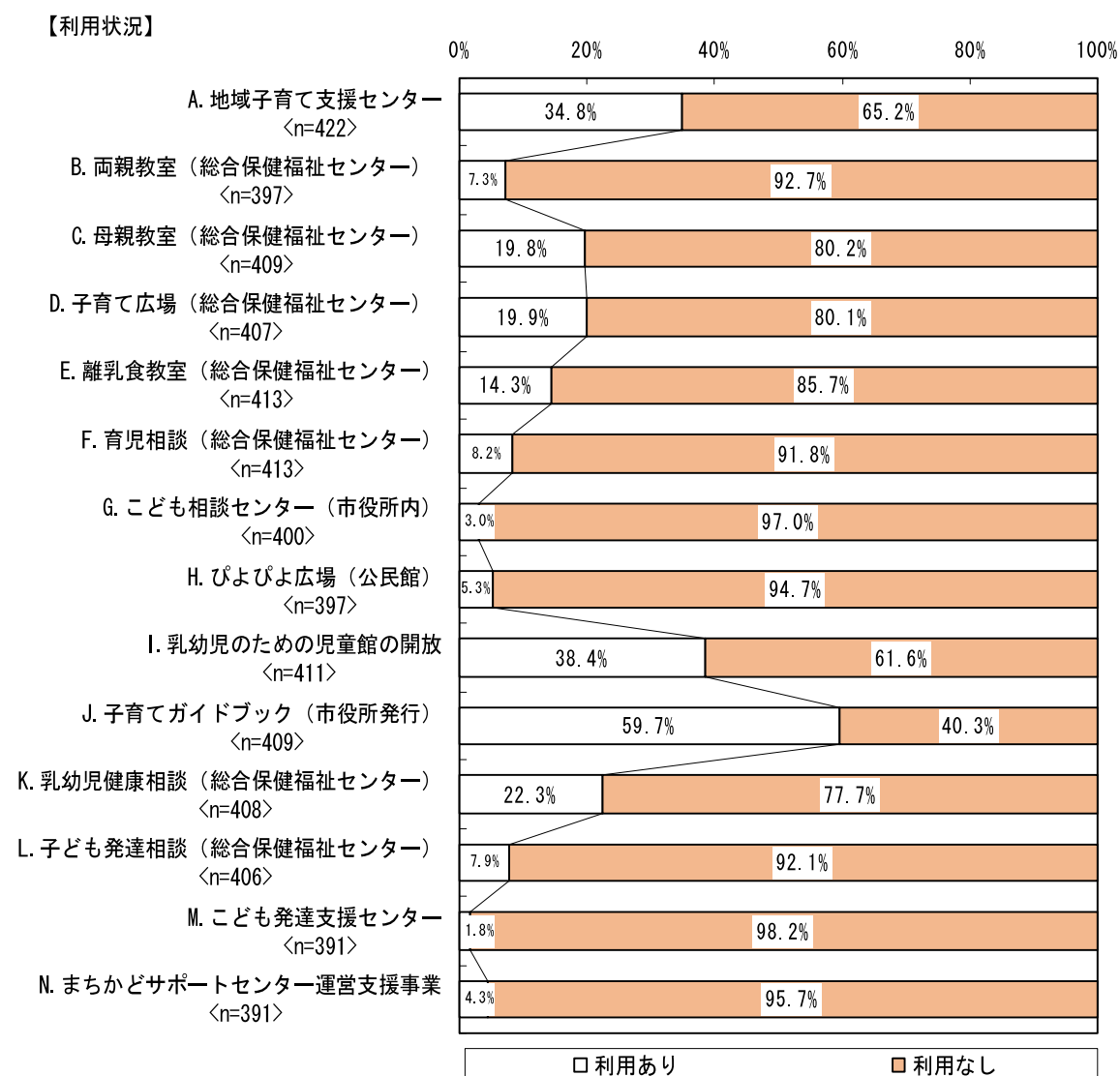
子育て支援機能の認知度



◆利用状況

これら支援機能の利用については、「子育てガイドブック」が6割の人に利用されているほか、「乳幼児のための児童館の開放」「地域子育て支援センター」が3割強の人に利用されています。そのほかの機能の利用率は、2%～20%程度となっています。

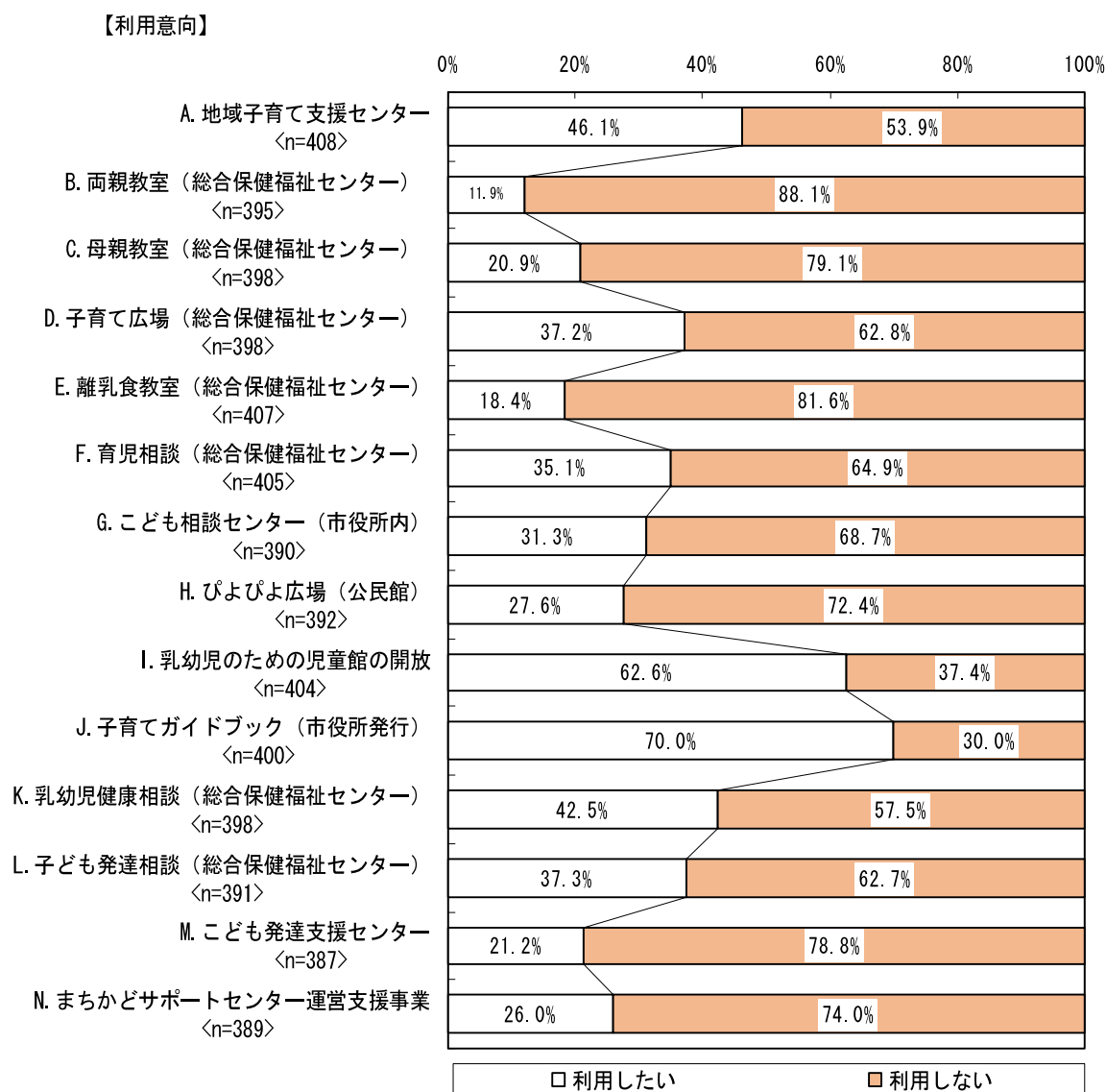
子育て支援機能の利用状況



◆利用意向

今後の利用意向をみると、いずれの項目も現状の利用率を上回っており、「乳幼児のための児童館の開放」と「子育てガイドブック」は6割を超えています。これに次いで、「地域子育て支援センター」と「乳幼児健康相談」が4割を超えています。また、現状の利用率と今後の意向との差をみると、「育児相談」「こども相談センター」「子ども発達相談」が、いずれも25%を超えています。

子育て支援機能の利用意向

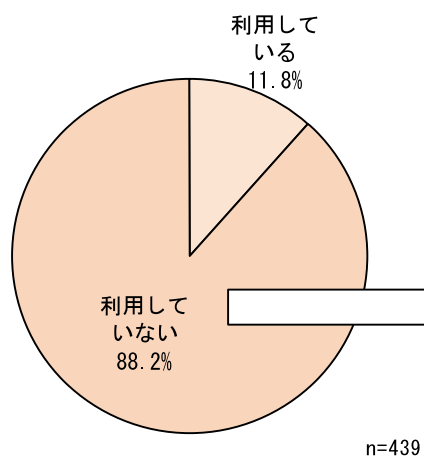


(4) 放課後児童会の利用状況（小学生児童アンケートより）

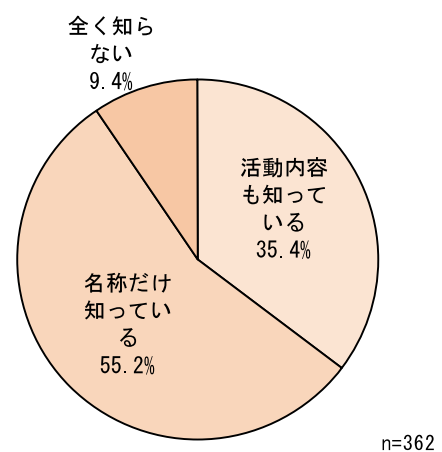
◆現在の利用状況

小学校児童のうち、放課後児童会を利用している児童は12%で、このうち、「平日に週4日以上利用している」が51%、「週に1～3日利用している」が47%となっています。また、「土曜日にほぼ毎週利用している」が20%、「月に1～2日利用している」が46%となっています。利用していない人のうち、35%が「活動内容も知っている」、55%が「名称だけ知っている」としており、認知度は高いといえます。

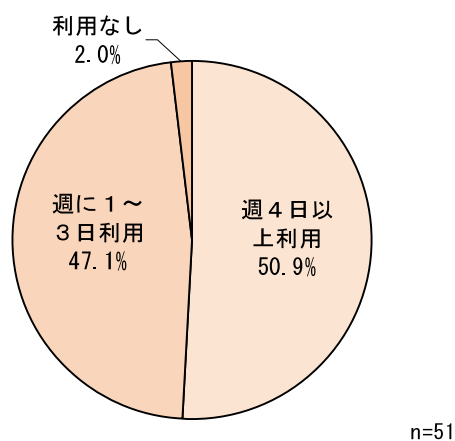
放課後児童会の利用の有無



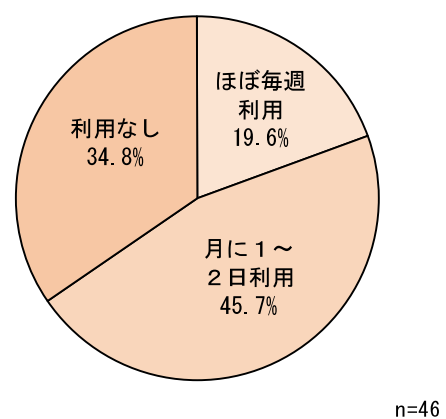
放課後児童会を利用していない人の認知度



平日利用の頻度



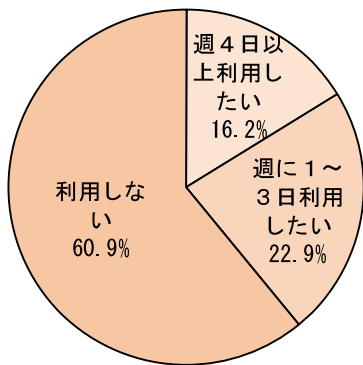
土曜日利用の頻度



◆今後の利用意向

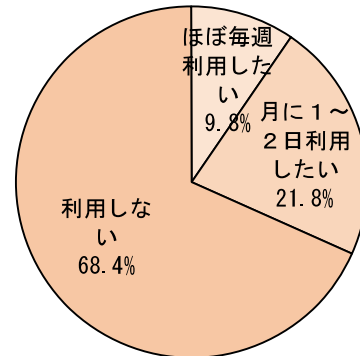
平日については、16%が「週4日以上利用したい」、23%が「週に1～3日利用したい」と、合わせて39%となっており、現在利用している比率を大きく上回っています。次に、土曜日については、「ほぼ毎週利用したい」が10%、「月に1～2回利用したい」が22%、合わせると32%を占めます。

放課後児童会の利用意向（平日）



n=419

放課後児童会の利用意向（土曜日）



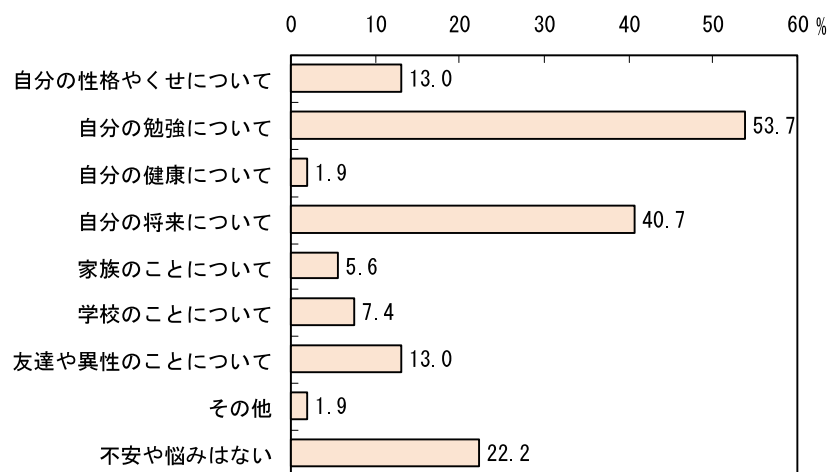
n=417

（5）不安や悩みについて（中学生調査より）

◆普段の不安や悩み

中学生が抱える不安や悩みで最も多いのは「自分の勉強について」であり、半数以上の生徒からあげられています。次いで、「自分の将来について」が41%、「自分の性格やくせについて」と「友達や異性のことについて」が13%となっています。

普段よく不安に思っていること・悩んでいること（複数回答可）



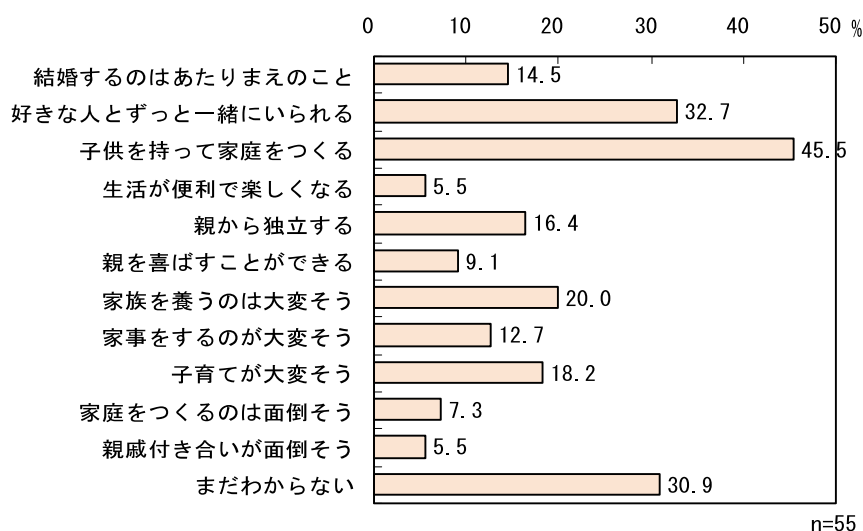
n=54

(6) 将来の結婚や子どものことについて（中学生調査より）

◆結婚することのイメージ

結婚することのイメージとしては、「子どもを持って家庭をつくる」が46%と最も多く、次いで「好きな人とずっと一緒にいられる」が33%となっているが、「家族を養うのが大変そう」や「子育てが大変そう」も2割前後の回答が有り、マイナスのイメージが持たれています。

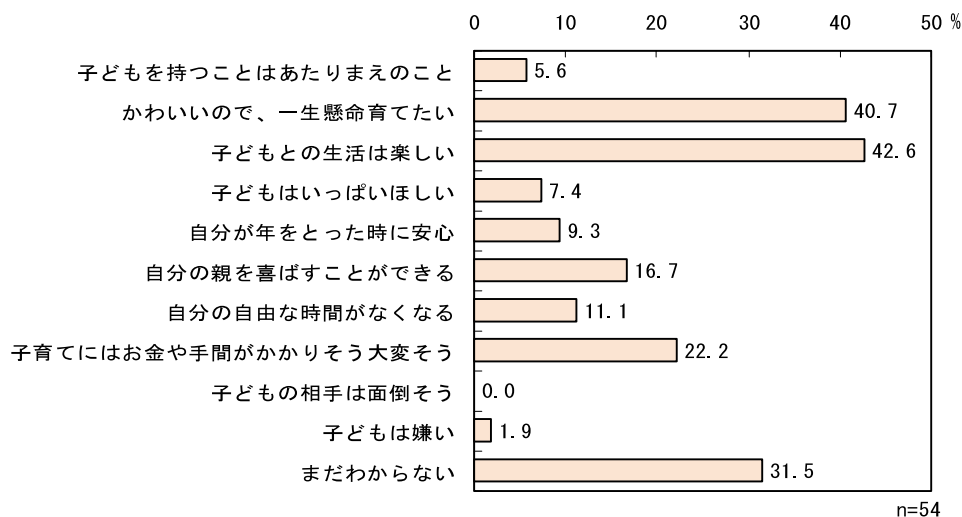
結婚することのイメージ（複数回答可）



◆子どもを持つことのイメージ

子どもを持つことのイメージとしては、「子どもとの生活は楽しい」と「かわいいので一生懸命育てたい」が多く、マイナス面では、「子育てにはお金や手間がかかりそう」が22%となっています。

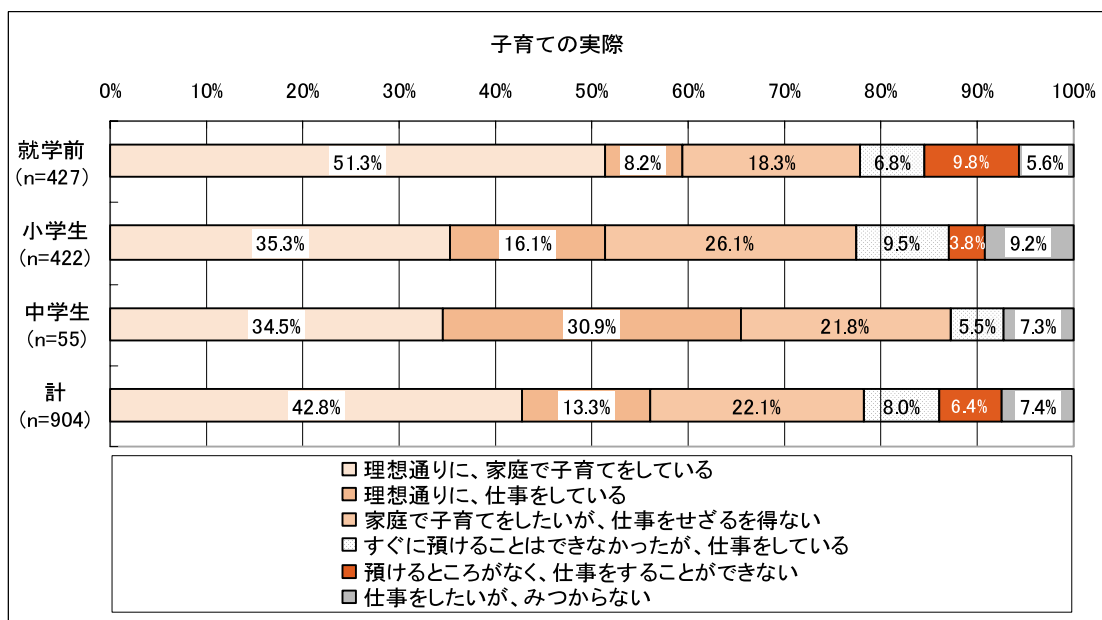
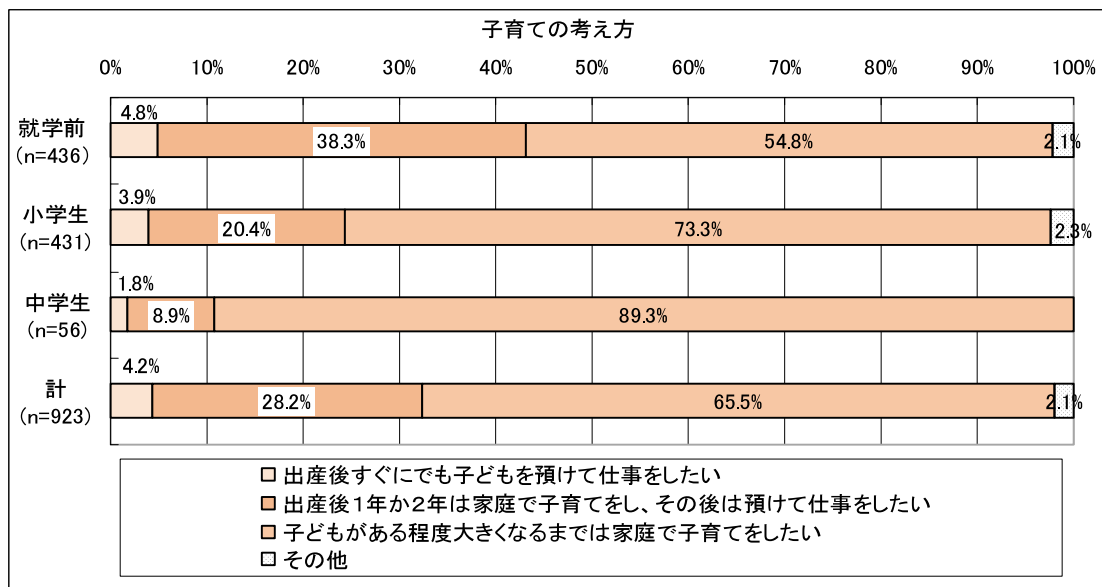
子どもを持つことのイメージ（複数回答可）



(7) 子育てについて（保護者回答・共通設問より）

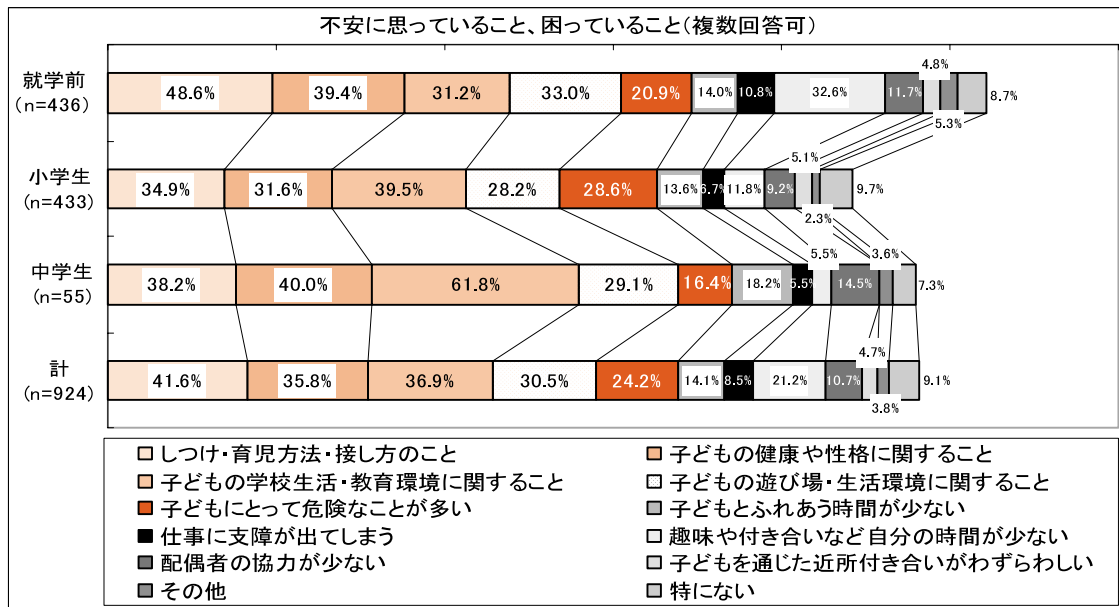
◆子育てに対する考え方

子育ての考え方については、小学生、中学生については「子どもがある程度大きくなるまでは家庭で子育てをしたい」が70%以上を占め、就学前では「出産後1年か2年は家庭で子育てをし、その後は預けて仕事をしたい」が38%と他よりもやや多くなっています。子育ての実際については、就学前において「理想通りに、家庭で子育てをしている」が51%と多くなっています。



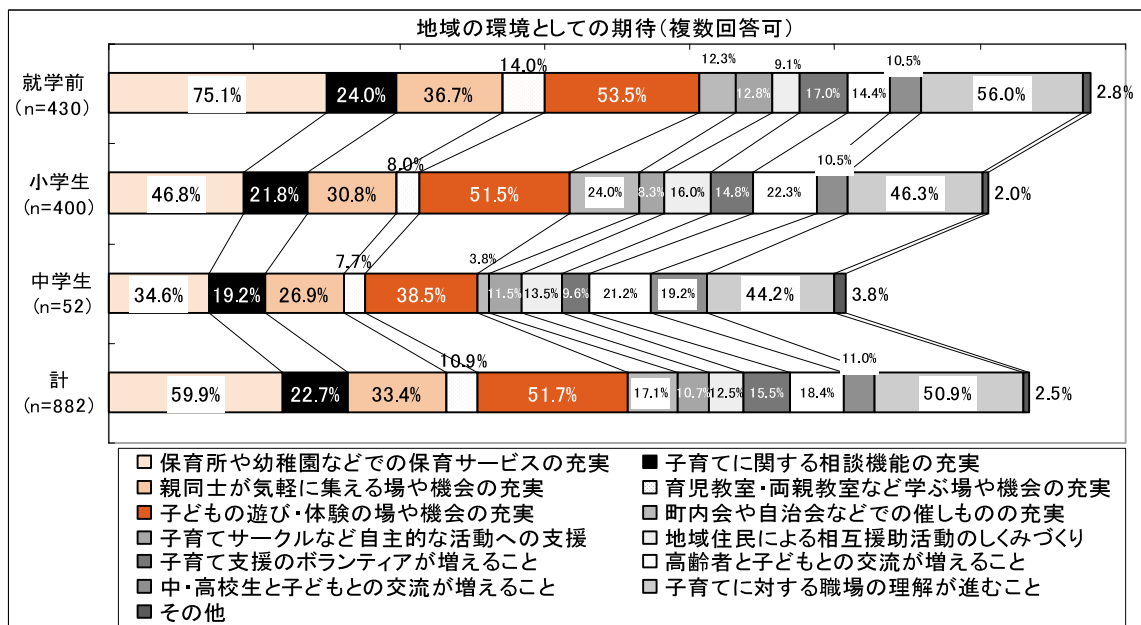
◆子育てに対する不安・悩み

子育てに対して不安に思っていることや、困っていることは、就学前では「しつけ・育児方法・接し方のこと」が多いのに対し、小学生・中学生では「子どもの学校生活・教育環境に関すること」が最も多くなっています。



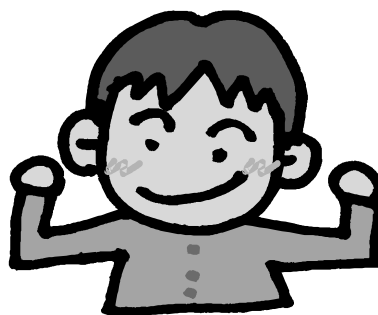
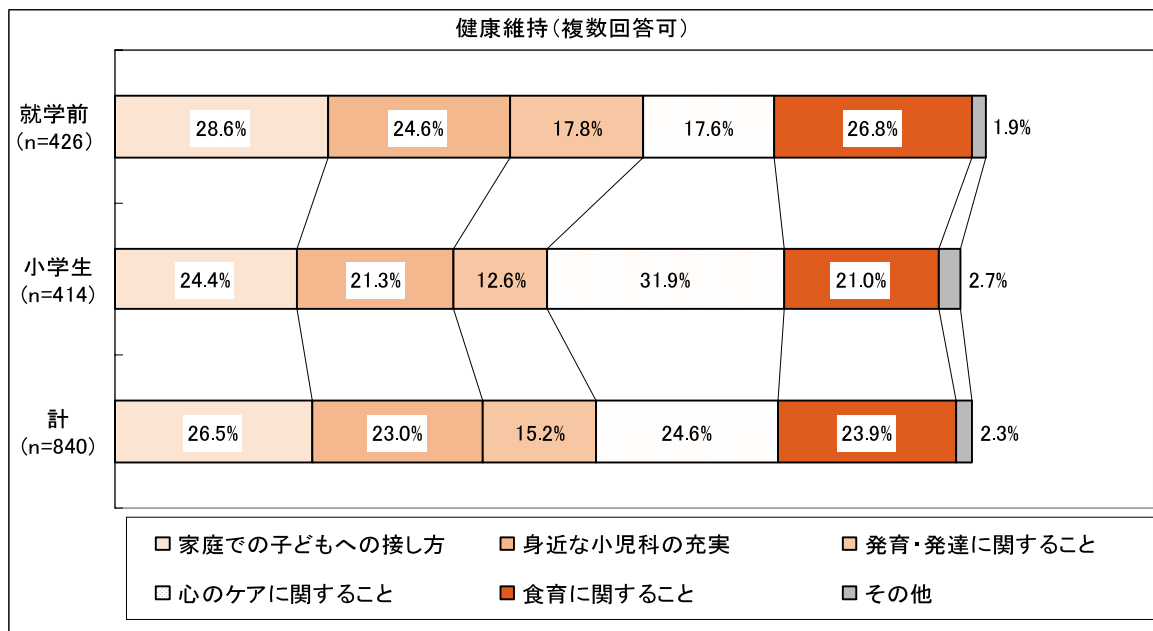
◆子育て支援の地域の環境

地域の環境としての期待をみると、就学前では「保育所や幼稚園などでの保育サービスの充実」が75%と多くなっています。また、就学前、小学生、中学生共通して「子どもの遊び・体験の場や機会の充実」「子育てに対する職場の理解が進むこと」が多くなっています。



◆子どもの健康について

健康維持について気になることでは、就学前では「家庭での子どもへの接し方」が29%、「食育に関すること」が27%と多くなっています。また、小学生では「心のケアに関すること」が32%と最も多くなっています。



第4章 重点課題

■ I. 重点課題 ■

(1) 地域子育て支援システムづくり

少子化や核家族化などの社会変化により子育てに各種の負担が増大し、子育て中の家庭の多くが、子育てに対し様々な不安やストレスを抱えています。特に、在宅の子育て家庭の孤立化が進んでいます。

身近な地域で気軽に子育ての相談や子育て情報の交換、親子で交流ができる場が望まれています。

子育て家庭が安心して子育て子育てができるよう、地域にある既存施設等の利活用の見直しや地域社会で支えあい、ふれあいのある子育て支援システムづくりが課題となります。

(2) 保育サービスの拡充

社会変化などによる共働き世帯の増加や出産後の一定期間を経た女性の就労希望が多いことから、今後も保育所の入所希望児童が増え続けるものと予測されます。さらに、産業の構造変化などによる多種多様な就労形態に対応する、柔軟な保育サービスが望まれています。

現在、石狩市の市立を除く法人保育所のほとんどが定員を超えた受入や待機児童がいる状況となっています。この超過入所・待機児童の解消や今後の入所希望児童が可能な限り入所できるよう民間活力による保育所の設置・拡充など、保育所の定員拡大が必要となります。

さらに、多様な保育ニーズに対応するため、延長保育や休日保育サービスなどの充実も求められています。

(3) 子どもたちの居場所づくり

今日の子どもたちを取り巻く環境は、少子高齢化・核家族化・都市化の進行などの社会状況が変化し、家庭や地域のつながりが希薄化しつつあります。

また、科学技術や情報機器の発達により快適で便利な生活を過ごせる反面、子どもたちは、異世代・異年齢との交流や多様な体験などを通じて得る「ふれあい」や「心のゆとり」などの人間性や社会性が育まれにくくなっています。

子どもの人間形成の基礎を培う様々な育みを得ることができる遊び場・体験の場、運動する場・教科以外のことを学ぶ場などの充実が期待されています。

子どもの豊かな人間性を育むために、「いきいき」と過ごすことができる居場所を家庭・学校・地域社会が共に、築かなければなりません。

(4) 子どもの人権と利益の尊重

現代社会の課題でもある無関心、冷淡な社会の風潮などによる影響が、家庭や学校・地域のふれあいを希薄化させていると考えられます。また、社会的秩序やマナーの低下が指摘されており、少年犯罪の凶悪化・低年齢化、いじめ、虐待など、子どもを取り巻く問題も深刻化しています。

さらに、社会経済情勢の変化などで、「食」などの生活実態も変化しています。こうした背景の下、次代を担う子どもを社会全体で見守り、社会の一員・ひとりの人間として、子どもの人権と利益が尊重されるよう様々な分野で認識や理解しあいながら、配慮しなければなりません。

第5章 計画の基本理念、基本目標

■ 計画の基本的な視点 ■

本計画は、子育ては親や家庭が責任を有するという基本的な認識のもとに、子育て家庭や子育てのための環境づくりを、次の5項目を基本とし策定及び実施します。

（１）子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が尊重されるよう配慮し、子どもたちが誰からも愛されて成長できる施策を推進します。

（２）次代の親づくりという視点

子どもは身の回りを見つめ、社会のルールを身につけ豊かな人間性を育みながら社会に自立します。次代の社会を担う子どもが健やかに育むための施策を推進します。

（３）すべての子どもと家庭へ支援する視点

子育てと仕事の両立支援はもとより在宅の子育て家庭にも支援し、すべての子どもと家庭が安心・安全に生まれ育つことができる施策を推進します。

（４）地域などが支え合い支援する視点

子どもや子育て家庭が暮らす身近なところで、支えられているという実感がもてるよう、地域の人材、子育てサークルや NPO 法人などを支援しながら協働による子育てにやさしい施策を推進します。

（５）サービスの視点

子育て家庭の多種多様なニーズに応え、適切なサービス量や質の向上、適切な情報提供などの整備を推進します。

■ 基本理念 ■

子どもの夢と生きる力を育み、すべての市民が共に支えあうまち

少子化社会を背景とする様々な課題に対応し、次世代の社会を担う子どもの夢と生きる力を育み、すべての市民が生き生きと暮らせるまちをつくりあげるために、子育て家庭の「自立」、地域などで支え合う「共助」、国や市が担う「公助」の取組みで、すべての家庭が安心して子育て子育てができる環境づくりを地域社会全体で築きます。

■ 基本目標 ■

1. すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援

すべての家庭が安心して子育てができるよう、身近で、いつでも利用できる相談支援体制を地域や NPO などと共創しながら整備するとともに、わかりやすく利用しやすい適切な情報提供や男女が協力しあい子育てに喜びがもてる各種支援サービスを充実し、子どもと子育て家庭の相互を支援します。

2. 人と社会にやさしい子どもを育むための支援

あすの担い手・親となる子どもの豊かな人間性や思いやりなどを育み、「生きる力」を伸長することができるよう、家庭・地域社会・学校が連携・協力を深め、親子のふれあいの機会の充実、子どもの遊びを通じての仲間づくりや居場所づくり、地域の人材などの資源の有効活用を推進するとともに、スポーツ・芸術文化・多様な体験活動の機会を充実し、子どもの心身の健やかな成長を育む環境づくりを推進します

3. 子どもと家庭の健やかな成長への支援

すべての子どもと家庭の健康の確保及び増進に向け、保健・医療・福祉及び教育などと連携し、妊娠・出産から乳幼児期を通じて母子の健康確保及び育児負担などを軽減する相談・指導体制の充実や子どもや家庭の発達段階に応じた正しい知識等の普及・啓発を推進します。

4. 子育てを支援する生活環境づくり

安心して子どもを生み、育てやすい生活が営まれるよう住宅及び居住環境の整備や子ども・子ども連れの親等すべての人が安心して遊び、外出などができるよう公園等の整備、公共施設等のバリアフリー化の整備を推進します。

また、子どもを犯罪・事故等から「身守る」まちづくりを進めるために、地域住民・学校関係者・関係団体・警察等とのネットワーク化を推進します。

5. 支援が必要な児童・家庭への取組み

すべての子どもの健やかな心身の成長に重大な影響を及ぼす虐待などの社会的背景は多岐にわたることから、福祉・医療・保健・教育・警察などや地域の関係機関とのネットワーク化を強化し、予防、早期発見・対応など子どもと家庭に総合的な支援を取組みます。

また、離婚などが増加するなか、厳しい生活状況にあるひとり親家庭の社会的な自立にむけ、適切に支援します。

6. 子どもの主体性を尊重する環境づくり

子どもの基本的人権の尊重の促進を目的とする「子どもの権利条約」に基づき、子ども一人ひとりの権利を守り育むため、子どもの主体的な社会活動等を推進し、子どもの権利を擁護する普及啓発活動を推進します。

基本理念：子どもの夢と生きる力を育み、すべての市民が共に支えあうまち

1. すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援

- ▶ (1) 身近な地域での相談支援体制の整備
 - ① 身近に相談・援助などが受けられる体制づくり
 - ② 子育てに関する総合相談支援体制の整備
 - ③ 地域子育て支援センター事業の充実
 - ④ 子どもに関する支援サービスの拠点づくり
- ▶ (2) 在宅の子育て家庭への支援
 - ① 育児支援家庭訪問事業の実施
 - ② 乳幼児健康支援一時預かり事業の拡充
 - ③ 子育てスタッフ事業
- ▶ (3) 地域の子育て支援サービスの充実
 - ① 地域の育児支援団体やNPO法人への支援
 - ② 地域サポーターの養成
 - ③ 子育て支援ネットワークづくり
- ▶ (4) 保育サービスの充実
 - ① 多様化する保育ニーズの体制整備
 - ② 幼稚園・保育所の充実
 - ③ 幼保一体化の研究
 - ④ 民間保育所等の支援
 - ⑤ 効率的な保育所の運営
 - ⑥ 障がい児保育の充実
- ▶ (5) 仕事と子育ての両立支援
 - ① 男女共同による子育ての推進
 - ② 子育てを支援する就労づくり
- ▶ (6) 経済的負担への支援
 - ① 児童手当・乳幼児医療費等の助成
 - ② 幼稚園等の奨励費など各種制度の実施
 - ③ 費用負担のあり方

2. 人と社会にやさしい子どもを育むための支援

- ▶ (1) 子どもの生きる力を育む教育環境づくり
 - ① 幼児教育の充実
 - ② 豊かな心と健やかな体を育む教育環境の整備
 - ③ スポーツ・芸術文化活動の支援
- ▶ (2) 地域・家庭・学校との連携体制づくり
 - ① 子どもの健やかな成長への支援
 - ② 子どもの成長に沿った連携の研究
- ▶ (3) 障がい・発達に配慮を必要とする子どもへの施策の充実
 - ① 個々のニーズに応じた支援体制の整備

3. 子どもと家庭の健やかな成長への支援

- ➡ (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
① 妊産婦への健康支援
- ➡ (2) 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
① 育児相談・指導の充実
- ➡ (3) 小児保健医療水準の維持・向上
① 健康診査及び事後支援体制の充実
② 予防接種の普及
③ 歯科保健の推進
④ 事故防止対策
- ➡ (4) 食育の推進
① 適切な食生活・食習慣の形成
- ➡ (5) 思春期保健の充実
① 性に関する健全な意識の涵養
② 薬物等や喫煙防止の推進
③ 思春期の子どもの心の健康

4. 子育てを支援する生活環境づくり

- ➡ (1) 子育てに配慮したまちづくりの推進
① 住居環境の整備
- ➡ (2) 子どもや子ども連れ親等の安全・安心なまちづくり
① ユニバーサルデザインによる公的施設の整備
② 子どもたちの居場所づくり
- ➡ (3) 子どもたちの安全・安心の確保
① 子どもたちを見守る体制の整備
② 有害図書・情報の排除にむけた啓発活動

5. 支援が必要な児童・家庭への取組み

- ➡ (1) 児童虐待防止対策の充実
① こども相談センターの充実
- ➡ (2) ひとり親家庭への支援
① ひとり親家庭日常生活支援
② ひとり親家庭の経済的負担の軽減
- ➡ (3) 児童等の自立支援の整備
① 不登校などへの支援体制の整備
② 学校を核とした悩み・相談の支援体制の拡充

6. 子どもの主体性を尊重する環境づくり

- ➡ (1) 子どもの社会活動・地域づくりへの支援
① 地域やNPO法人等の協力による地域活動への参画の推進
- ➡ (2) 子どもの権利に関する条約の推進
① 子どもの権利条約等の普及・啓発

第6章 基本施策、個別事業

■ I. すべての子どもと子育て家庭が育ちあう共創の支援 ■

少子高齢化、核家族化の進行、また、地域社会の連帯感の希薄などにより、家庭や地域の子育て「力」が低下してきています。

さらに、女性の社会進出による共働き世帯の増加や近年の社会経済情勢の変化などにより就労形態や就労環境も多種多様化してきています。

このような状況のもと、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、「ゆとり」等がなくなり子育ての心理的負担感、不安感が増大しています。特に、在宅の子育て家庭は、さまざまな悩みや不安などにより孤立化する傾向にあります。

石狩市は既存の公的施設を有効活用し、地域にある社会資源と共に、支援体制を創り、子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期を、「親と子の育ち」・「家庭の自立」へと支援します。

（１）身近な地域での相談支援体制の整備

身近な場所で、いつでも気軽に相談や指導を受けることができ、子育てに関する適切な情報提供などの機能体制を充実します。

◆個別事業

①身近で相談・援助などが受けられる体制づくり

事業名	事業概要	事業実施予定年度
保育所、児童館、幼稚園などでの相談・支援事業	公的施設などで子育てに関する専門相談員による相談・援助等を行います	平成17年度 (新規)
乳幼児開放事業の拡充	地域の社会資源を有効活用し、身近な場所で利用できるよう体制整備を行います	平成17年度

②子育てに関する総合相談支援体制の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
子育てに関する総合窓口の整備	子どもに関する相談・各種手続き等の窓口を総合的に整備し、子育て等に関する適確でわかりやすい情報提供を行います	平成 17 年度 (新 規)
子育てガイドブックの充実	子育てガイドブックを、より利便性のある内容として作成します	平成 18 年度
子育てに関する情報の充実	子育てに関する情報収集や情報提供について、関係機関と連携を図りながら、総合的に把握し、子育てカレンダーや情報機器を活用した情報提供等を進めます	平成 18 年度

③地域子育て支援センター事業の充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
心のケア事業の実施	子育て中の親等の育児不安等を軽減するため、関係機関と連携し、支援センターの増設、心の相談・助言事業を行います	平成 18 年度 (新 規)

④子どもに関する支援サービスの拠点づくり

事業名	事業概要	事業実施予定年度
子ども支援総合センター整備事業	すべての児童の健やかな育成にむけ、総合的に支援する施設を整備します	平成 21 年度 (新 規)



（２）在宅の子育て家庭への支援

従来の施設中心の支援から、すべての子育て家庭を基本とし、特に在宅の子育て家庭の育児負担感・孤立感などが高いことから、これらを軽減するため、安心して生み育てることができるよう支援体制を充実します。

◆個別事業

①育児支援家庭訪問事業の実施

事業名	事業概要	事業実施予定年度
産後支援ヘルパー派遣事業	産後の体調不良等で家事や育児が困難な核家族家庭等にヘルパー等を派遣し、母子の身の回りの世話・育児を支援します	平成18年度 (新規)

②乳幼児健康支援一時預かり事業の拡充

事業名	事業概要	事業実施予定年度
乳幼児健康支援一時預かり事業 (派遣型一時保育)	保護者の傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要な乳幼児・児童の自宅に、ヘルパー等を派遣し保育を補助します	平成18年度 (新規)

③子育てスタッフ事業

事業名	事業概要	事業実施予定年度
子育てスタッフ（2～3名一組） による電話・訪問支援	在宅の子育て家庭の様々な負担感を軽減するため、保健・福祉関係と連携し、電話相談や家庭訪問などを行い支援します	平成18年度 (新規)

(3) 地域の子育て支援サービスの充実

コミュニティサポートとして、安心して子育てができるよう、地域の子育てサークルや NPO 法人等を支援しながら協働で事業展開します。さらに、高齢者とのふれあいなどを通し、共に生き生きしたまちづくりを進めます。

◆個別事業

①地域の育児支援団体や NPO 法人への支援

事業名	事業概要	事業実施予定年度
地域の育児サークル・NPO 法人を支援し協働による事業	親子が気軽に集まれる「つどいの広場」などの運営・企画を NPO 等と協働で実施します	平成 17 年度 (新 規)

②地域サポーターの養成

事業名	事業概要	事業実施予定年度
子育てサポーター養成・地域人材活用事業	地域の保育士・看護師等の資格を有する人や子育てを終えて、ゆとりのある人を発掘・養成し、子育て家庭等をサポーター支援します	平成 19 年度 (新 規)

③子育て支援ネットワークづくり

事業名	事業概要	事業実施予定年度
NPO 法人等を核とした子育て支援拠点センターの創設	育児支援団体・NPO 法人・主任児童委員等との連携体制を築き、子育て家庭を支援します	平成 19 年度 (新 規)

イメージ図・別紙

(4) 保育サービスの充実

すべての子どもと子育て家庭の「児童・家庭福祉」の増進の観点から、さまざまな関係機関と連携し、地域ぐるみで子育て支援を進めるため、その中心的な役割を担っている幼稚園・保育所の多様な保育体制の整備を進めます。

また、幼稚園と保育所相互の多機能化や子どもを主体とする保育などの資質の向上に努めます。

◆個別事業

①多様化する保育ニーズの体制整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
認可保育所の整備事業	待機児童及び超過入所を解消し、子どものよりよい保育環境にむけ、認可保育所を整備します	平成18年度 (新規)
延長保育事業の見直し(開所時間等)	多様な保育ニーズに対応するため、延長保育の時間帯を見直します	平成18年度
一時保育事業の拡充	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童等を保育します	平成17年度
休日保育事業の実施	日曜・祝日の保護者の勤務等による保育ニーズに対応します	平成19年度 (新規)
病後児預かり保育事業(派遣型)	保育所等に通所中の児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、自宅にヘルパー等を派遣し保育します	平成17年度

②幼稚園・保育所の充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
教育・保育計画の公表、情報提供	子どもを主体とする保育や多様な保育ニーズへの対応等、充実に努めます	平成17年度 (新規)
教員・保育士の研修	よりよい保育のために、教員・保育士の研修を充実します	平成17年度

③幼保一体化の研究

事業名	事業概要	事業実施予定年度
幼稚園・保育所との多機能化に向けての検討	幼稚園と保育所の多機能化や役割分担等を研究します	平成18年度 (新規)

④民間保育所等の支援

事業名	事業概要	事業実施予定年度
認可外保育所等への助成や資質向上の指導・助言	認可外保育所等の柔軟な保育サービスに対し助成するとともに、運営状況の実態把握及び指導を通じて保育サービスの質の向上に努めます	平成17年度

⑤効率的な保育所の運営

事業名	事業概要	事業実施予定年度
保育所の適正配置・入所数などの整備	入所希望児童などが、すべての地域で、公平に保育サービスが受けられるよう整備します	平成17年度

⑥障がい児保育の充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
障がいのある乳幼児保育の向上にむけた整備	障がいのある乳幼児の健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう支援します	平成17年度



（５）仕事と子育ての両立支援

社会経済の変化や就労女性の増加により、共働き世帯が増え続けているなか、子どもの健やかな育ちと多様化する就労形態の保護者を支援するため、弾力的な特別保育を実施します。

また、性別による役割分担や職場優先の意識が根強いなか、男女が平等な立場で共に子育てに参加する意識の浸透や事業所などに雇用環境の改善に向けた啓発活動を行います。

◆個別事業

①男女共同による子育ての推進

事業名	事業概要	事業実施予定年度
男性を含めた働き方の見直し・多様な働き方の実現	男女が共に子育てに参加し、仕事と家庭のバランスがとれるよう多様な働き方の見直し等の意識の浸透等を進めるため、講習会・広報等による啓発活動を行います	平成１７年度

②子育てを支援する就労づくり

事業名	事業概要	事業実施予定年度
事業所等への育児支援制度の周知、啓発	育児休業等の取得率等の向上に向け、事業所等に意識啓発・周知活動を行います	平成１７年度
児童館等の充実	児童が安全に過ごせる放課後や居場所づくりのために、児童館やミニ児童館を充実します	平成１８年度
特別保育事業の充実	共働き世帯の就労形態の多種多様化に対し、柔軟に対応できるよう特別保育事業を充実します	平成１８年度

（６）経済的負担への支援

子育て家庭の経済的支援のため、児童手当、乳幼児・ひとり親家庭等医療費などの助成制度や保育料の軽減、幼稚園の就園奨励費などの各種制度を継続します。さらに、費用負担のあり方について検討するとともに、国や北海道の制度についての改善を求めています。

◆個別事業

①児童手当・乳幼児医療費等の助成

事業名	事業概要	事業実施予定年度
児童手当助成事業	子育て家庭の生活の安定と子どもの健やかな育みを目的に、子どもと生計関係のある父母等に手当を支給します	平成１７年度
乳幼児医療費の助成事業	乳幼児に対し、医療費の一部を助成します	平成１７年度

②幼稚園等の奨励費など各種制度の実施

事業名	事業概要	事業実施予定年度
就園奨励費、就学援助等の助成事業	幼稚園に通わせる家庭に就園奨励費の支給や経済的理由による就学困難な小・中学校児童生徒に就学援助費を支給します	平成１７年度

③費用負担の在り方

事業名	事業概要	事業実施予定年度
利用者負担のあり方の検討	保育料、各種助成事業など、利用者負担のあり方等を検討します	平成１７年度



■ II. 人と社会にやさしい子どもを育むための支援 ■

近年、社会問題となっている育児不安や児童虐待、いじめ、さらに少年犯罪の増加の背景の一つとして、急速に進む社会変化や少子高齢化・核家族化により家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

次代の担い手・親となる、すべての子どもが個性豊かに生きる力を培うために、地域や家庭・学校との連携協力を進め、さらに幼稚園や保育所など、幼少からの成長過程に応じた教育活動、教育環境づくりを推進し、地域社会と共に育みながら教育力の総合的向上に努めます。

(1) 子どもの生きる力を育む教育環境づくり

少子化や核家族化、さらに地域社会との関係の希薄化などにより、子育て家庭及び児童生徒の孤立が進むなか、子ども一人ひとりが様々な人々と関わりながら生涯にわたる人間形成の基礎を培い、社会の変化の中で主体的に生きていくことができるための取り組みを推進します。

◆個別事業

①幼児教育の充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
家庭教育学級の充実	家庭を見つめ直し、自信の持てる子育てができるよう父親や地域を取り込むなど、家庭教育の充実に図ります	平成17年度
幼児教育のあり方の研究	幼児教育の振興や幼稚園・保育所等と小学校との連携などを研究します	平成17年度
幼稚園、保育所等と小学校教員との交流研修	子ども一人ひとりに応じた指導などの向上にむけ、幼稚園等との交流や研修を行います	平成17年度 (新規)
幼稚園教育の振興	人間形成の基礎を培う幼児期の教育を充実するため、環境整備や障がいのある子どもの受入れ、特色ある教育活動等を支援します	平成17年度

②豊かな心と健やかな体を育む教育環境の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
福祉、環境、道徳教育の推進	子どもたちの豊かな人間性や社会性などを育むため地域の人材や副読本等を活用し、学習内容の充実を図るとともに、指導者の研修機会を提供します	平成17年度
親子のふれあいの場の創出	子育て家庭が気軽に利用できる自由な交流の場として、絵本の読み聞かせや親子食事セミナー等を企画します。	平成18年度
男女共同参画意識の高揚	次代の親となる中高校生と乳幼児とのふれあいの機会など、子どもや家庭の大切さへの理解や男女が協力して家庭を築く意義等の学習の機会を充実します	平成17年度
体験型学習や体験型社会見学等の充実	社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう様々な体験の機会を充実します	平成17年度
子どもの読書活動推進	子どもの豊かな心を育むため、幼児期から成長段階に即した読書の普及を推進します	平成17年度

③スポーツ・芸術文化活動の支援

事業名	事業概要	事業実施予定年度
スポーツ、芸術文化活動の指導者の養成、普及	子どもが生涯にわたって積極的にスポーツ・芸術文化に親しむことができるよう環境整備します。	平成17年度
スポーツ、芸術文化の観戦、鑑賞機会の充実	子どもの意欲や能力・豊かな感受性を育むため、スポーツや芸術文化等の観戦・鑑賞の機会を充実します	平成17年度



（２）地域・家庭・学校との連携体制づくり

地域と家庭や学校が相互に連携し、安全で安心できる教育環境や地域の教育資源の活用等により、心豊かな児童生徒の育成に取り組みます。さらに、幼児期・小学校・中等学校へと円滑に移行できるよう連携の在り方等を研究します。

◆個別事業

①子どもの健やかな育成の推進

事業名	事業概要	事業実施予定年度
地域サポーターの養成・活用（世代間交流等）	子どもを個性豊かに育むため、地域の人材の有効活用や各種体験活動などを充実します。	平成１９年度
育成協議会等の育成	子どもに安心した地域・学校環境づくりや地域の教育力の活性化に向け、青少年健全育成活動を充実します	平成１７年度

②子どもの成長に沿った連携の研究

事業名	事業概要	事業実施予定年度
幼稚園、保育所、児童館等と小学校・中学校との接続のあり方	子どもの成長段階に沿って円滑に移行できるよう研究します	平成１７年度 （新 規）



（３）障がい・発達に配慮を必要とする子どもへの施策の充実

障がい・発達に配慮を必要とする子どもが地域で安心して生活ができるよう、在宅福祉サービスの充実はもとより、地域社会で支えあい自立した生活が歩めるよう、各分野が連携した取組みを推進していきます。

◆個別事業

①個々のニーズに応じた支援体制の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
医療、福祉、教育、保健、地域との連携体制の充実	障がいの原因となる疾病や事故等の予防及び早期発見・治療等はじめ、各分野の円滑な連携による療育を支援します	平成１７年度
児童デイサービス事業	障がい児の集団生活への適応訓練や保護者の日常生活における基本的指導等を支援します	平成１７年度
地域と連携した社会参加を促進する取組み	障がい・発達に配慮を必要とする子どもが地域で安心して生活できるよう地域の理解・協力のもと交流等を通じた活動の機会を創出します	平成１７年度
特別支援教育の推進	児童生徒の個々の教育的ニーズを支援するため、学校内の体制整備や指導方法等に関する実践研究に努めるなど、特別支援教育の円滑な導入に向けた取組みと実践に努めます	平成 17 年度

■ Ⅲ. 子どもと家庭の健やかな成長への支援 ■

子どもが健やかに生まれ、成長していくためには、母子保健・小児医療体制の充実が望まれています。妊娠期は心身の急激な変化に伴う負担や不安、出産や育児に対する不安が生じやすく、また、出産後には子育てにおける身体的・精神的負担も増大します。

安心して出産・子育てができるように、母子保健サービスを充実するとともに、次代の親となる子どもの健康づくりの取組みなど、子どもと家庭の健やかな成長を支えるまちづくりを進めます。

（１）妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保

出産や育児に関する相談や情報提供・親同士の交流の場を設けるなど安心して出産できる環境づくりに努めます。また、疾患を有した妊婦や若年・未婚などハイリスク妊婦への支援を充実します。

◆個別事業

①妊産婦への健康支援

事業名	事業概要	事業実施予定年度
妊婦に対する相談支援の充実	妊婦届出時の相談体制を強化します。また、若年や高齢、疾患を有するなど妊娠出産に困難をきたしやすい妊婦に訪問や電話相談などによる個別支援を充実します	平成１７年度
マタニティコースの充実	妊婦の不安の解消や孤立化を防ぐため、交流を主体としたマタニティコースを実施します	平成１７年度
産後の母親の精神的負担の軽減	産婦人科との情報交換・新生児訪問・４ヶ月児健診時に母親の精神状況を確認し、産後うつ等に対し支援します	平成１７年度
妊婦健康診査要指導者等への支援	産婦人科との連携による早期対応に努めます	平成１７年度

（２）子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

訪問指導や健康相談などの実施により、きめ細やかな情報提供・相談指導を行い育児不安の軽減に努めます。また、親の心身のストレスを把握し、早期に支援することで虐待などを予防し、子どもの心の健やかな成長を促します。石狩市は、子育て中の転入者が多く、地域とのなじみが薄い人が多いことから、子育ての孤立化の防止に交流の場を設けたり、子育て支援センター等の活用を啓発していきます。

◆個別事業

①育児相談・指導の充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
育児相談機関や子育て支援サービスの周知	母子保健情報の内容充実や母子手帳発行及び健診時にリーフレット等を活用し普及・啓発に努めます。また、転入者には母子保健情報や子育てガイドブック等を配布し周知します	平成１７年度
保健相談、育児教室の充実	乳幼児健康相談や電話・訪問による育児相談を推進します。また、子育て教室の対象拡大や内容の充実に努めます	平成１７年度
乳幼児健診体制の充実	乳幼児健診の体制・内容を見直し、混雑の解消や相談しやすい体制を整備します。また、育児不安のある保護者には訪問等の事後支援を行います	平成１７年度
虐待の早期発見、予防	虐待予防ケアマネジメントシステム事業を展開し児童虐待の発生予防に努めます	平成１７年度

（３）小児保健医療水準の維持・向上

子どもが健やかに成長するためには、健診をはじめ小児救急医療などへの支援が重要です。そのために、乳幼児健診の受診率向上や予防接種の普及充実に努めるとともに、事故防止の啓発、救急時の対応に関する指導、医療機関に関する情報提供を実施するなど支援体制を充実します。

◆個別事業

①健康診査及び事後支援体制の充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
乳幼児健診未受診者への対応	乳幼児健診の未受診者に電話・手紙・訪問などで健康状態の確認を行い健診の普及・啓発に努めます	平成１７年度
健診事後指導の充実	健診の結果、支援が必要な乳幼児に相談指導を行います。さらに福祉関係者などと連携して指導体制を充実します	平成１８年度
発達に不安がある乳幼児への支援	専門相談員による発達相談を行い、きめ細やかな相談を行っていきます	平成１７年度

②予防接種の普及

事業名	事業概要	事業実施予定年度
指導の徹底及び啓発	新生児訪問や各健診時に指導の徹底を図るとともに、リーフレット等を活用して接種の普及・啓発に努めます。また、未接種者の情報を把握し早期に接種するよう指導を徹底します	平成１９年度

③歯科保健の推進

事業名	事業概要	事業実施予定年度
歯科相談、検診の充実	歯科相談指導の充実や歯科検診の意向調査等を実施し、必要な見直しを検討します	平成１７年度

④事故防止対策

事業名	事業概要	事業実施予定年度
事故防止の普及啓発及び指導	新生児訪問指導で SIDS（乳児突然死症候群）予防を含めた事故防止の指導を行います。さらに、乳幼児健診時においても啓発に努めます	平成１７年度

（４）食育の推進

近年、生活習慣病等が増大する中で、生涯にわたり健康な生活を送るためには、子どもの頃から食事に配慮する習慣をつけることが大切になります。家庭、学校等での食育を推進し、健全な食生活が営めるよう支援していきます。

◆個別事業

①適切な食生活・食習慣の形成

事業名	事業概要	事業実施予定年度
食生活に関する正しい知識の普及、啓発	妊産婦をはじめ、子どもの成長段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣の学習機会や情報提供を保健・福祉・教育分野などが連携し、子どもや家庭の心身の健康増進に努めます	平成17年度
健診での栄養指導の充実	利用しやすいリーフレット（簡単レシピ集や清涼飲料水等）などを作成し、栄養指導等を充実します	平成17年度
食に関するプログラムの開発	身近に学習できる食に関するプログラムを開発し、学校を始め地域での活用を勧めます	平成17年度 （新規）



（５）思春期保健の充実

若年の妊娠中絶者の増大、性感染症等の増大を背景として、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが大切になってきています。

また、心身の発達に大切な思春期に悪影響を及ぼす喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、心と体の健康づくりを支援します。さらに、思春期問題を抱える子どもの相談体制を整備します。

◆個別事業

①性に関する健全な意識の涵養

事業名	事業概要	事業実施予定年度
性や感染症予防等に関する正しい知識の普及	性の問題行動や性感染症の予防のため、性に関する正しい知識の普及・啓発活動を行います	平成１７年度

②薬物等や喫煙防止の推進

事業名	事業概要	事業実施予定年度
薬物乱用、喫煙防止の普及、啓発	心や身体を蝕む薬物乱用や喫煙を、地域・保健・家庭・学校が連携し、防止・啓発活動を進めます	平成１７年度

③思春期の子どもの心の健康

事業名	事業概要	事業実施予定年度
心の相談支援コーナーの設置	児童生徒が悩みや不安等を気軽に話せ、和らげることができるようメール相談等の窓口を整備します	平成１８年度 (新 規)

■ IV. 子育てを支援する生活環境づくり ■

子どもや高齢者をはじめ、すべての人が安全に暮らすことができるよう、公園、道路等のバリアフリー化等、安心して生活できるよう環境整備を推進します。

また、子どもたちが犯罪や交通事故等に巻き込まれることのないよう、警察、関係機関、地域などが協力・連携し、子どもや子育て家庭の安全・安心なまちづくりを推進します。

（１）子育てに配慮したまちづくりの推進

子どもにやさしい居住環境の整備に取り組み、公営住宅の入居基準の見直し等をはじめとして、余裕を持って子育てができるよう環境整備を行っていきます。また、良質な住宅環境が確保できるよう開発事業者等に指導・啓発を行います。

◆個別事業

①住居環境の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
公営住宅の入居基準の見直し（多子世帯等の優先入居等）	子育てを担う若い世代や多子世帯に、ゆとりある住宅を供給できるよう市営住宅の入居基準等の見直しをします	平成21年度 （新 規）
市街地開発事業等の子育て支援施設等整備の普及、啓発	宅地開発や公共施設整備等での子育て支援施設が一体的に整備されるよう普及・啓発を行います	平成17年度 （新 規）

（２）子どもや子ども連れ親等の安全・安心なまちづくり

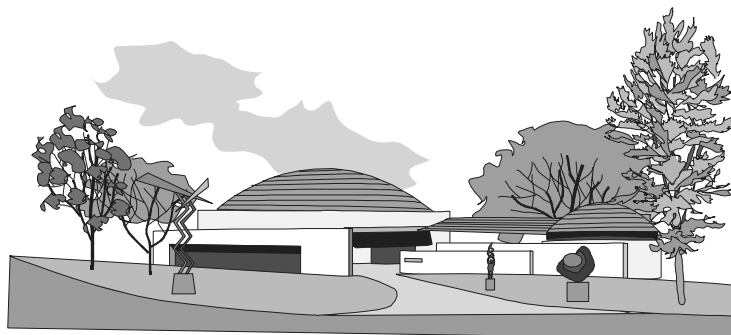
妊産婦、子ども連れの親をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう、公共機関、公共施設などにおけるバリアフリーはもとより、民間事業等への指導・啓発を行い、安全・安心なまちづくりを推進します。

①ユニバーサルデザインによる公的施設の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
公園、道路、公共施設の整備	高齢者・障がい児（者）等をはじめとする誰もが利用しやすい公園等のバリアフリー化を推進します	平成１７年度
事業者等に子ども連れ親等に配慮した施設整備の指導、啓発	公共施設や大型店舗等に子育て世帯が快適に利用できる育児スペースなどを設置するよう指導・啓発を行います	平成１７年度
防災等の避難体制等の周知活動	緊急時に、すぐ対応できるよう避難場所や避難方法等の周知を徹底します	平成１７年度

②子どもたちの居場所づくり

事業名	事業概要	事業実施予定年度
（仮称）こどもワールド整備事業	プログラムや時間に迫られない空間を子どもたちに提供し、自由な発想で遊び・学び・創作活動など、子どもたちの自主性を大切にしたい事業を、組み立て方式で展開し、子どもの夢と生きる力の育みにむけ、生き生きと過ごせる場を整備します	平成２１年度 （新 規）



（３）子どもたちの安全・安心の確保

子どもを狙った犯罪や子どもの問題行動等が増加しています。子どもたちが犯罪の被害に遭わない、問題行動等のないまちづくりを進めるためには、より多くの人たちによって子どもたちを見守っていかねばなりません。そのためには、地域社会全体で連携を強化し、防犯に関する普及・啓発活動を行い、犯罪等の防止・撲滅に努めます。

◆個別事業

①子どもたちを見守る体制の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
地域、関係機関、学校、警察等の連携強化 いじめや問題行動等のないまちづくり	家庭や地域住民・学校・関係機関・警察等とのネットワーク体制を強化し、子どもを犯罪・非行等から「守る」ために、地域社会全体で取り組みます	平成１７年度
町内会等との連携による防犯活動	安全・安心なまちづくりのため、交番・駐在所と町内会などが連携し適切な情報提供や防犯ボランティア活動を支援します	平成１７年度
「こども１１０番」いしかりサポート事業の充実	子どもが被害に遭ったり遭いそうな時、一時的な保護と警察等への通報を行う「こども１１０番いしかりサポート」協力店舗・家庭の充実や子どもに位置等の周知活動を行い、地域で子どもを守る体制を整備します	平成１７年度

②有害図書・情報の排除にむけた啓発活動

事業名	事業概要	事業実施予定年度
書店、コンビニエンスストア等への有害図書等の啓発 地域、関係機関、ＰＴＡ等との連携による有害情報等の啓発	性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌やビデオ、インターネット等の有害サイトを関係機関・団体やＰＴＡ、ボランティア等と協力して、排除等の広報啓発活動を推進します	平成１７年度

■ V. 支援が必要な児童・家庭への取組み ■

子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待や様々な問題は、子どもの権利の侵害となっています。

すべての児童の健やかな心身の成長や支援を必要とする家庭の社会的自立を促していくために、福祉・医療・保健・教育・警察や地域と関係機関などが協力・連携した総合的な支援を行います。

（１）児童虐待防止対策の充実

核家族化などを背景として、子育ての不安感や負担感を抱えている子育て家庭が急増しています。児童虐待は特殊なことではなく、誰にでも起こりうる身近な問題となっていることから、こども相談センターによる相談・支援体制の機能強化や虐待防止ネットワークの確立、関係する職員等の研修を充実し、虐待の予防・防止や早期発見・対応等、子どもと家庭へ円滑に支援ができるよう取組みます。

◆個別事業

①こども相談センターの充実

事業名	事業概要	事業実施予定年度
児童家庭の相談、支援体制の充実	深刻化する児童への虐待等やひとり親家庭に対する相談・支援体制を充実し、さらに関係機関と連携協力体制を築き、地域と一体となった予防をはじめ総合的な支援を行います	平成17年度
児童虐待防止ネットワークづくり	福祉、医療、保健、教育、警察等や地域と協力体制を強化し、虐待等の早期発見・予防や啓発活動を推進します	平成17年度
研修等の充実	虐待等の背景は多岐にわたることから、関係職員や子どもに係る関係者に研修等を実施し、適切に対応していきます	平成17年度

(2) ひとり親家庭への支援

離婚の増加等で、ひとり親家庭の環境にいる子どもが増えている中、この子どもたちを健やかに育むため、安心して子育てができ、社会的に自立した生活ができるよう、日常生活支援、経済的支援、就労支援を行います。

◆個別事業

①ひとり親家庭日常生活支援

事業名	事業概要	事業実施予定年度
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親等が疾病等の理由により、子育てが困難となった時に、家庭奉仕員（ヘルパー）等を派遣し一時的な家事援助や保育サービスを提供します	平成17年度
母子家庭への各種支援制度の周知	母子寡婦福祉資金や母子家庭自立支援給付金などの各種支援制度の活用等を周知し、社会的自立にむけ支援します	平成17年度
母子家庭の就労づくり	母子家庭の母の就業を促進するため、事業所等に協力の要請や就業情報の提供等を行います	平成18年度 (新 規)

②ひとり親家庭等の経済的負担の軽減

事業名	事業概要	事業実施予定年度
児童扶養手当、医療費助成事業	ひとり親家庭等の児童に対し、児童扶養手当や医療費を助成します	平成17年度

（３）児童等の自立支援の整備

不登校等の少年の問題行動が複雑・深刻化しています。これらの問題を抱えている子どもや家庭の様々な悩みなどを、家庭・学校・関係機関が連携し、早期発見・対応や気軽に相談等ができるよう体制を整備し、子どもや家庭を支援します。

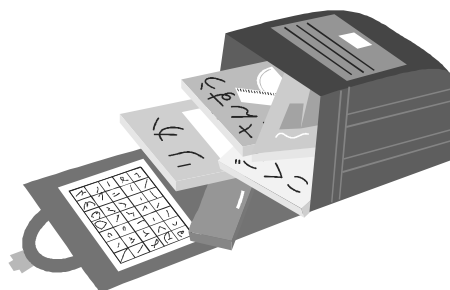
◆個別事業

①不登校などへの支援体制の整備

事業名	事業概要	事業実施予定年度
「ふらっとくらぶ」の体制整備	不登校等への早期の対応と学校復帰の支援を行う適応指導教室「ふらっとくらぶ」を核として、専門指導員による訪問指導・相談活動を充実し、子どもや家庭を支援します	平成17年度
早期発見、予防等に関するカウンセリング等の充実		

②学校を核とした悩み・相談への支援体制の拡充

事業名	事業概要	事業実施予定年度
スクールカウンセラー等の配置	学校にスクールカウンセラー等を配置し、児童生徒や保護者などが抱える悩み・相談を行います	平成17年度
子育て支援事業の充実	問題行動への対応や学習へのつまずきを支援するため、学校を核とした地域で見守り育てるシステムづくりを充実します	平成17年度



■ VI. 子どもの主体性を尊重する環境づくり ■

子どもたちが主体性や社会性をもって自主的に活動することができる機会を多く設け、「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」に関する普及・啓発を進めるとともに、児童生徒の社会参加を支援していきます。

(1) 子どもの社会活動・地域づくりへの支援

地域社会の子どもの減少や急速に進むIT化などで、遊びを通じての子ども同士の交流や異年齢交流などの減少で人間関係を築く機会が少なくなり、社会の一人としての自覚や社会性が希薄してきています。

子どもたちの豊かな人間性などを健やかに育むために、地域の人材やNPO、地域ボランティア、町内会などと連携協力し、子どもたちの自主的な参加活動や様々な体験活動ができるよう体制づくりを整備します。

◆個別事業

①地域やNPO 法人等の協力による地域活動への参画の推進

事業名	事業概要	事業実施予定年度
ボランティア活動やNPOを活用した社会参加・参画	地域の人材やNPO等の協力でボランティア活動等を通して、子どもの主体性や地域性を養います。	平成17年度
児童館等の中高校生等への開放事業	児童の健やかな育成の拠点施設の一つである児童館や公的施設を見直し、子どもが自主的な活動ができるよう支援します	平成19年度 (新規)

（２）子どもの権利に関する条約の推進

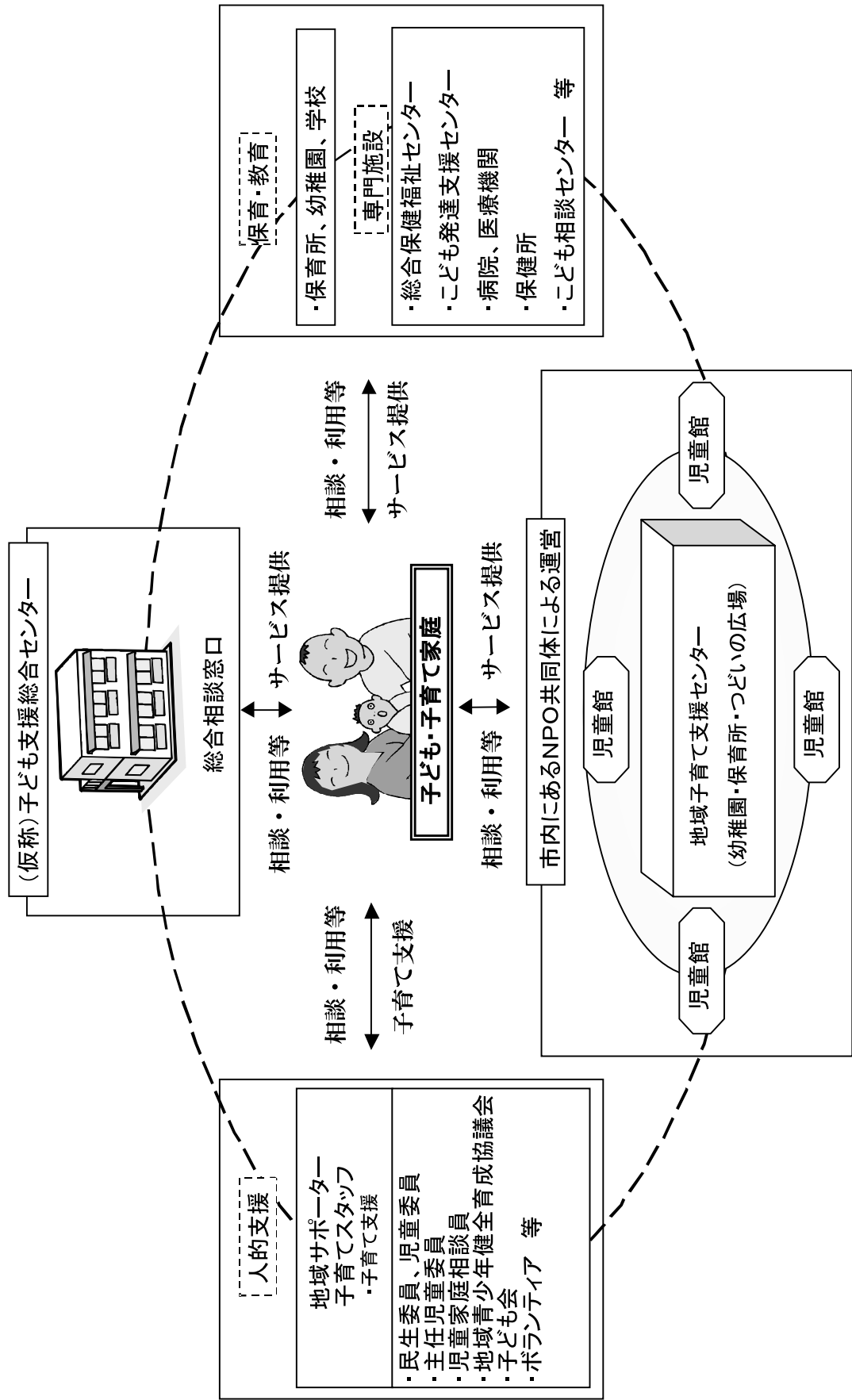
「児童憲章」、「児童の権利に関する条約」の普及に努めるとともに、その趣旨を踏まえ、子どもたちが自らもつ可能性を最大限に発揮することができる環境づくりを進めます。

◆個別事業

①子どもの権利に関する条約等の普及、啓発

事業名	事業概要	事業実施予定年度
子どもに関する権利条約等の普及・啓発	子どもの基本的人権の尊重を目的とする「児童の権利に関する条約」や子どもに関する法律等を周知・啓発活動など通じて、多岐にわたる子どもを取り巻く問題から、子どもの主体性を育み・守っていきます	平成１７年度
子どもに関する権利条約のセミナー等の開催		平成１７年度

■ Ⅶ. 子育て子育て支援プランのイメージ



第7章 計画の推進体制

■ I. 計画の推進体制 ■

(1) 計画の推進体制の整備

「石狩市次世代育成支援行動計画」の進捗状況の点検を行い、現状や問題点などを把握し、計画を効率・効果的に推進します。

また、社会経済情勢などによる市民ニーズの変化や国の施策等の動向に対応できるよう適切に見直しを行います。

①（仮称）いしかり子ども総合支援会議の設置

子ども支援のあり方や施策・事業などの検討を市民や地域団体と協議し、意見等を反映させながら計画を進めます。

②庁内連絡会議の設置

石狩市の関係部局と連携を図り、定期的に現状把握等を行い計画を総合的に推進します。

「行動計画策定」に基づく特定事業の目標事業量

事業項目	平成16年度現在		平成21年度目標値	
	カ所数	人数	カ所数	人数
1. 通常保育事業（定員）	7	495人	8	615人
2. 延長保育事業（延長1時間）	7	155人	8	250人
3. 休日保育事業（日/延べ）	—	—	1	20人
4. 放課後児童健全育成事業（定員）	9	285人	9	290人
5. 乳幼児健康支援一時預かり事業（派遣型）	—	50人	—	150人
6. 一時保育事業（年間延べ）	3	1,200人	4	2,200人
7. 地域子育て支援センター事業	2	—	3	—
8. つどいの広場事業	0	—	1	—

※（厚生労働省に報告する目標事業量）

資料編

石狩市社会福祉審議会条例

平成8年3月28日

条例第6号

改正 平成8年8月12日条例第13号 平成8年8月12日条例第16号
平成11年3月24日条例第1号 平成15年7月1日条例第18号

(設置)

第1条 石狩市における社会福祉の推進を図るため、石狩市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 市が策定する社会福祉に係る計画に関すること。
- (2) 市が実施する社会福祉諸事業の推進に関すること。
- (3) その他社会福祉の推進のため、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 社会福祉に関する事業等に従事する者
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他市長が公募した者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が委嘱する。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案の関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に次の専門部会を置く。

(1) 高齢者福祉専門部会

(2) 障害者福祉専門部会

(3) 児童福祉専門部会

(4) 地域福祉専門部会

2 専門部会は、審議会から付託された事項を審議し、その結果を会長に報告するものとする。

3 専門部会に属するべき委員は、会長が指名する。

(会議の公開)

第8条 審議会及び専門部会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月12日条例第13号抄)

1 この条例は、平成8年9月1日から施行する。(後略)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置については、別に市長が定めることができる。

附 則 (平成8年8月12日条例第16号)

この条例は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年7月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

石狩市社会福祉審議会委員名簿
(平成16年4月1日現在)

役職	氏名	選任区分	肩書
会長	後藤 昌彦	学識経験者	藤女子大学教授
副会長	熊谷 福夫	学識経験者	社団法人石狩医師会議長
委員	小林 義行	社会福祉事業従事者	石狩市社会福祉協議会会長
委員	藤村 恵美子	社会福祉事業従事者	石狩市民生委員児童委員
委員	坪田 清美	社会福祉事業従事者	石狩市保育所連絡協議会会長
委員	柏野 俊子	社会福祉事業従事者	NPO法人ふれあい広場タンポポのはら理事長
委員	鈴木 幸雄	学識経験者	北海道医療大学教授
委員	橋本 伸也	学識経験者	藤女子大学教授
委員	大坂 克之	学識経験者	光塩学園女子短期大学教授
委員	市川 啓子	学識経験者	北海道家庭教育カウンセラー
委員	鈴木 規文	一般公募	
委員	羽田 美智代	一般公募	
委員	中里 洋子	一般公募	
委員	片岡 槇子	一般公募	
委員	深山 ゆう子	一般公募	
臨時委員	近藤 宏	学識経験者	石狩市私立幼稚園振興会会長

○ 社会福祉審議会 全体審議での検討経過

開催日時	会議の開催状況	議 題
平成 15 年 10 月 17 日	平成 15 年度 第 1 回 社会福祉審議会	「地域福祉計画」「次世代育成支援計画」「障がい者計画」に関する ことについて（諮問）
平成 16 年 11 月 26 日	平成 16 年度 第 2 回 社会福祉審議会	「石狩市次世代育成支援行動計画」の基本的な方向、「石狩市障 がい者計画」素案について、「石 狩市地域福祉計画」の基本的な 方向
平成 16 年 12 月 22 日	平成 16 年度 第 3 回 社会福祉審議会	「石狩市次世代育成支援行動計 画」素案の概要、「石狩市障がい 者計画」素案について、「石狩市 地域福祉計画」素案の概要
平成 17 年 2 月 23 日	平成 16 年度 第 4 回 社会福祉審議会	① 「石狩市次世代育成支援行動 計画」（案）について、「石狩市障 がい者計画」素案について、「石 狩市地域福祉計画」素案、石狩 市地域福祉ケアシステムの構築 ② 各計画に対する意見募集の 結果について
平成 17 年 3 月 11 日		「石狩市次世代育成支援行動計 画、石狩市障がい者計画及び石 狩市地域福祉計画」に関するこ とについての答申書提出

○ 社会福祉審議会 専門部会での検討経過

開催日時	会議の開催状況	議 題
平成 16 年 1 月 26 日	第 1 回 児童福祉部会	計画の基本的考え方、現計画の進捗状況、アンケート調査実施概要
平成 16 年 1 月 27 日	第 1 回 障害者福祉部会	計画の基本的考え方、現計画の進捗状況、アンケート調査実施概要
平成 16 年 1 月 29 日	第 1 回 地域福祉部会	計画の基本的考え方、地域福祉計画に関する審議事項、アンケート調査実施概要、現計画の進捗状況、国の地域福祉計画ガイドライン
平成 16 年 5 月 31 日	第 2 回 障害者福祉部会	アンケート結果等から見た検討課題、障がい者施策の現況
平成 16 年 6 月 2 日	第 2 回 地域福祉部会	アンケート結果等から見た検討課題
平成 16 年 6 月 4 日	第 2 回 児童福祉部会	アンケート結果等から見た検討課題
平成 16 年 7 月 30 日	第 3 回 地域福祉部会	石狩市地域福祉ネットワーク、全国地域福祉活動事例
平成 16 年 8 月 3 日	第 3 回 障害者福祉部会	石狩市障がい者計画骨子案について
平成 16 年 8 月 4 日	第 3 回 児童福祉部会	基礎資料から見た検討課題
平成 16 年 10 月 6 日	第 4 回 地域福祉部会	地域福祉計画骨子案
平成 16 年 10 月 7 日	第 4 回 障害者福祉部会	計画の施策の方向と主要施策について
平成 16 年 10 月 13 日	第 4 回 児童福祉部会	「石狩市次世代育成支援行動計画」骨子案について
平成 16 年 11 月 17 日	第 5 回 児童福祉部会	「石狩市次世代育成支援行動計画」素案について

石狩市次世代育成支援行動計画

発 行 平成 17 年 3 月
企画・編集 石狩市保健福祉部
こども支援計画担当 電話 0133-72-3631
〒061-3292 石狩市花川北 6 条 1 丁目 30 番地 2